
南九州市景観形成ガイドライン

目 次

第1章	ガイドラインの概要	1
1-1	ガイドラインの目的	1
1-2	ガイドラインの役割	2
1-3	景観の定義	4
1-4	景観形成の目標と基本方針	10
1-5	景観重点地区候補地等の設定フロー	11
1-6	景観形成重点地区・景観重要路線の設定フロー	12
第2章	景観的配慮の考え方	14
2-1	景観的配慮の基本的な考え方	14
2-2	ゾーンの区分	15
2-3	一般的地域	16
2-3-1	山林ゾーン	17
2-3-2	田園ゾーン	18
2-3-3	海岸・河川ゾーン	20
2-3-4	市街地ゾーン	21
2-4	景観的配慮が特に必要な地域	25
2-4-1	道路	25
2-4-2	海岸線・河川	26
2-5	景観形成重点地区候補地	28
2-6	景観重要路線	30
第3章	各施設等に関する景観形成ガイドライン	32
3-1	一般地区	32
3-1-1	建築物	32
3-1-2	工作物	33
3-1-3	太陽光発電施設	33
3-1-4	風力発電施設	36
3-1-5	開発行為，土地の開墾その他土地の形質の変更，土石の採取	36
3-1-6	木竹の伐採	37
3-1-7	屋外における土石，廃棄物，再生資源その他物件の堆積	37
3-1-8	屋外広告物に関する行為の制限	39
3-2	景観形成重点地区候補地等	40
3-2-1	建築物	40

3-2-2 工作物.....	43
3-2-3 太陽光発電施設.....	43
3-2-4 風力発電施設.....	44
3-3 景観重要公共施設.....	47
第4章 眺望景観ポイントの整備，眺望景観保全ガイドライン.....	50
4-1 視点場の整備の必要性.....	50
4-2 眺望景観ポイントの整備.....	50
4-3 眺望景観ポイントの維持管理.....	55
第5章 植栽による景観形成.....	56
5-1 街路樹植栽.....	56
5-2 遮蔽植栽.....	60
5-3 景観木.....	61
第6章 石橋の保全による景観形成.....	63
引用文献.....	70
事前協議書等記入例.....	71
南九州市景観計画 Q&A.....	75
資料.....	91

第1章 ガイドラインの概要

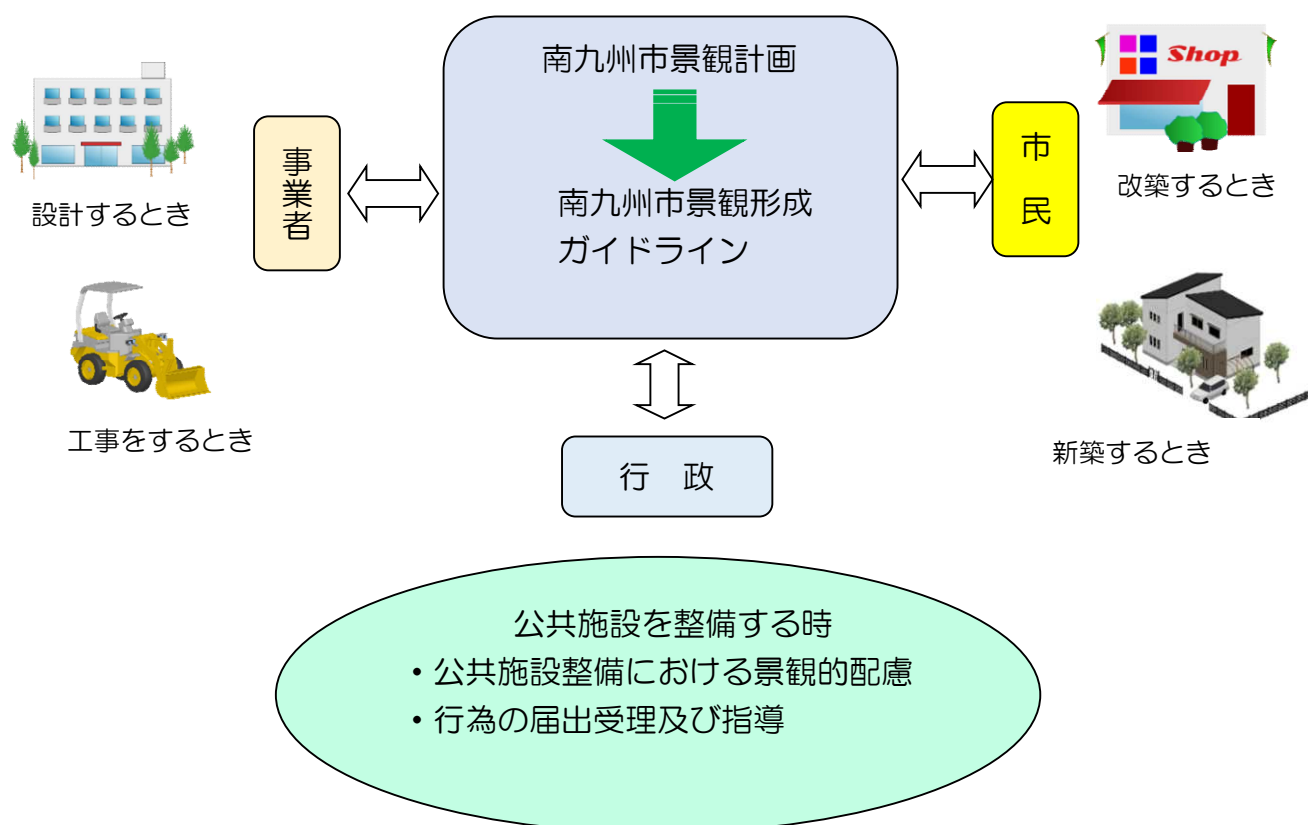
1-1 ガイドラインの目的

南九州市では、令和4年4月に景観法に基づく「南九州市景観計画」を策定し、令和4年6月より建築物・工作物等の届出制度を開始しました。

この景観計画は、自然景観・歴史的景観等、地域固有の特性を踏まえ、地域の活性化・魅力向上に資する良好な景観の形成と保全を目的として定められたものです。

良好な景観の保全や育成には市民・事業者・行政が一体となって、その価値を理解しながら、相互に協働し、取り組んでいくことが大切です。

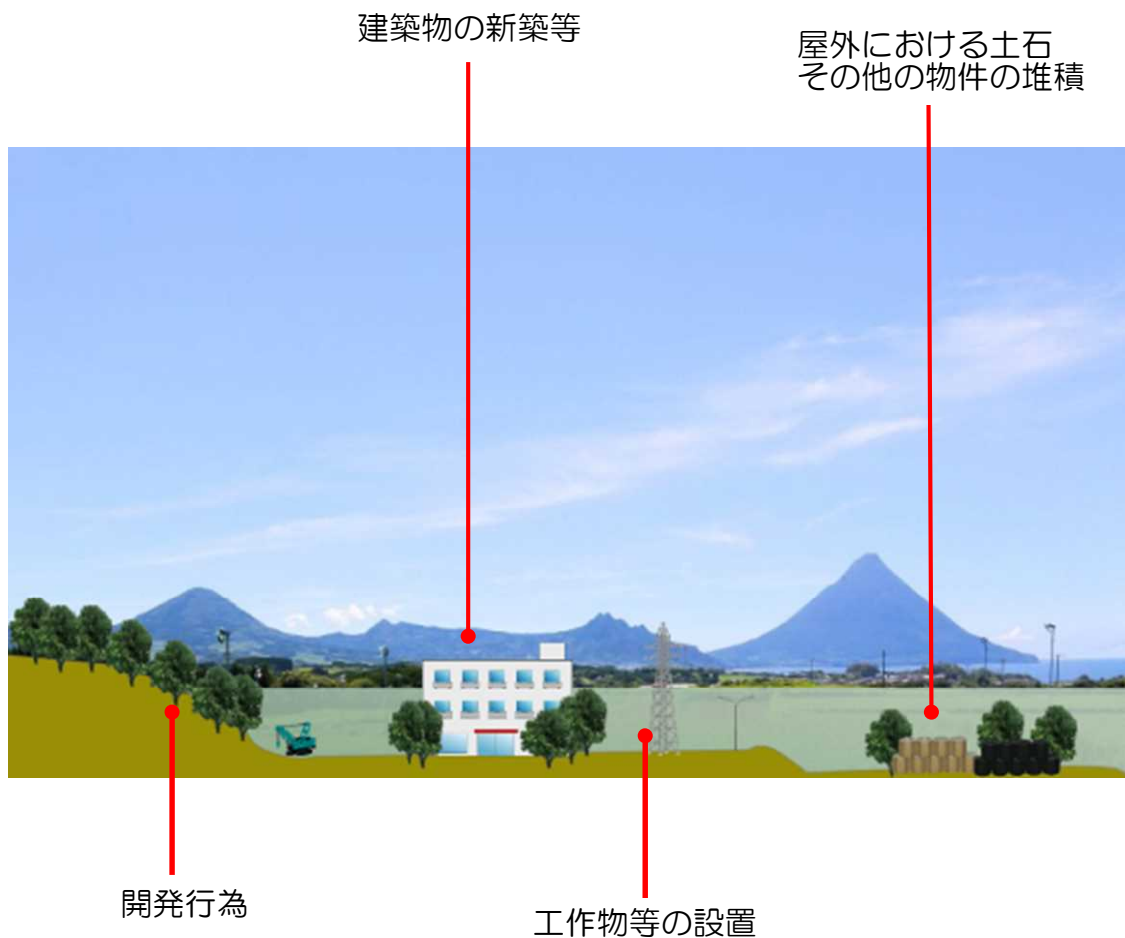
「南九州市景観形成ガイドライン」は、「南九州市景観計画」の景観形成基準の項目を中心により魅力ある景観形成を図るための指針として作成しました。建築物や工作物等を計画・設計するにあたっては、本ガイドラインを参考により良い景観まちづくりに取り組みましょう。



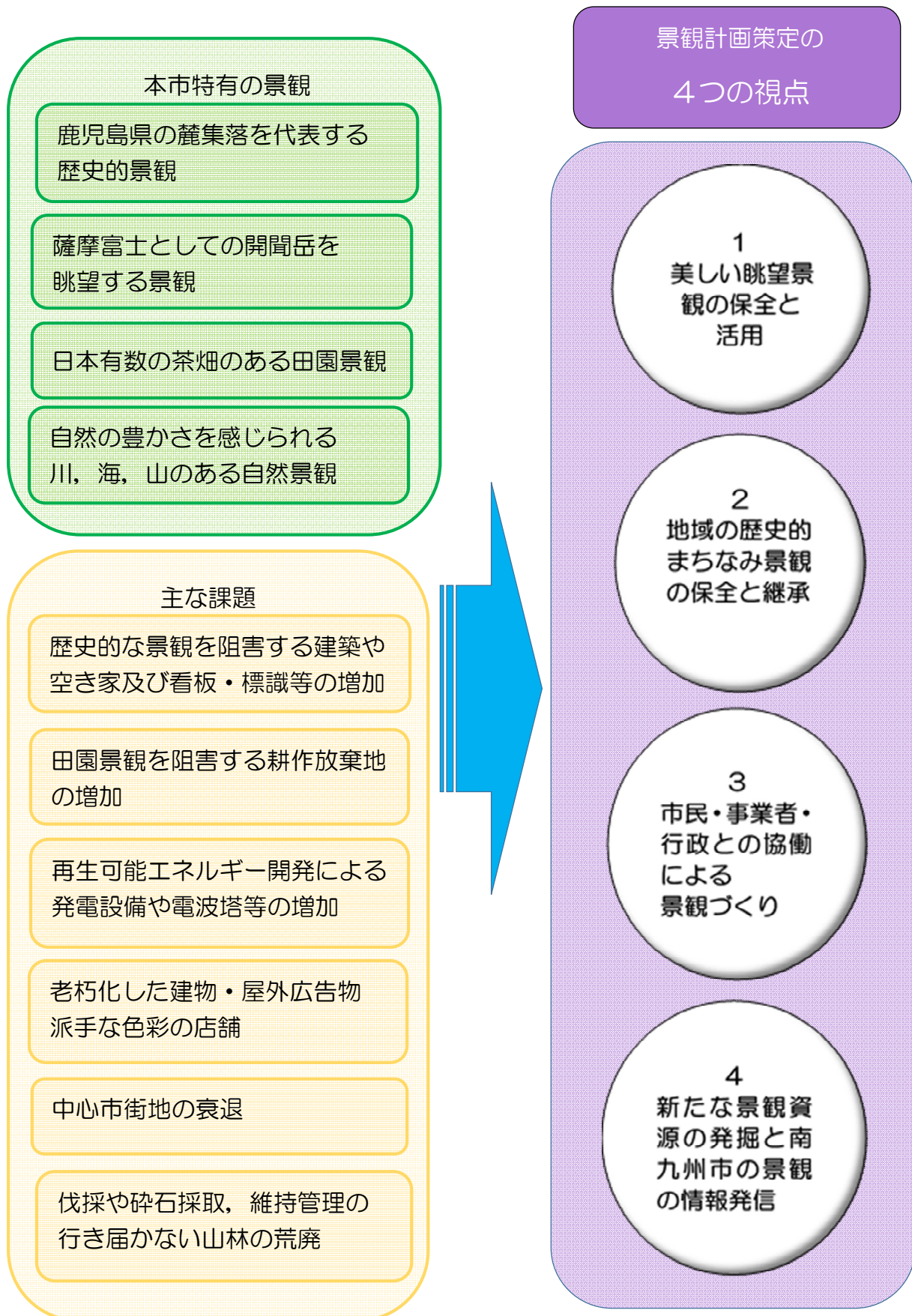
1-2 ガイドラインの役割

本ガイドラインは、建築物や工作物、再生可能エネルギー施設の設置、開発行為や木竹の伐採など景観に配慮すべき行為について、その配置や規模、色彩や緑化等のポイントや活用方法等を具体的にとりまとめたものです。

- 色彩については、良好な景観形成を図る上で重要なポイントであるため、地域特性に応じた適切な色彩を選定しています。
- 道路や河川等公共施設については、国・県が策定している指針に準拠するとともに、南九州市独自の本指針に基づくことが望まれます。
- 重点地区などは、具体的な整備の推進に当たっては、市民の意向や事業者、地域団体の意見等も踏まえ、別途ガイドラインを作成して景観形成を図るものとします。



■ 南九州市における景観計画の視点



1-3 景観の定義

(1) 景観とは

景観とは、物理的なものの眺め（＝景）を人間が感じる（＝観）によって成立します。良好な景観とは単に「きれいな物理的眺め」ではなく、見る人が「良好と感じる眺め」であることが必要であり、相互の関係により成り立っています。

(2) 景観の構成要素

緑

緑は、自然の豊かな地域においては、主要な景観構成要素であり、景観の背景となるとともに、新緑や紅葉の時期には景観の主体となり、地域の重要な景観の構成要素となります。

また、緑は、施設の景観においては、景観阻害要因を和らげる重要な役割を果たします。

水

水は、その変化に富む表情から景観の主体となることがあります。特に、眺望が開けている場合には、眺望の対象として重要な役割を果たします。

建築物・工作物等

建築物や工作物等は、自然景観やまちなみ景観を背景として、景観の主体となることが多く、特に歴史・文化的まちなみにおいては、重要な景観構成要素となります。

季節の移ろい

季節の移ろいは、自然景観においては特に重要であり、季節の変化に伴い、景観も大きく変化します。

お祭りやイベント

お祭りやイベントは、地域の個性や歴史文化等地域の特徴的な景観を創出します。

(3) 景観資源

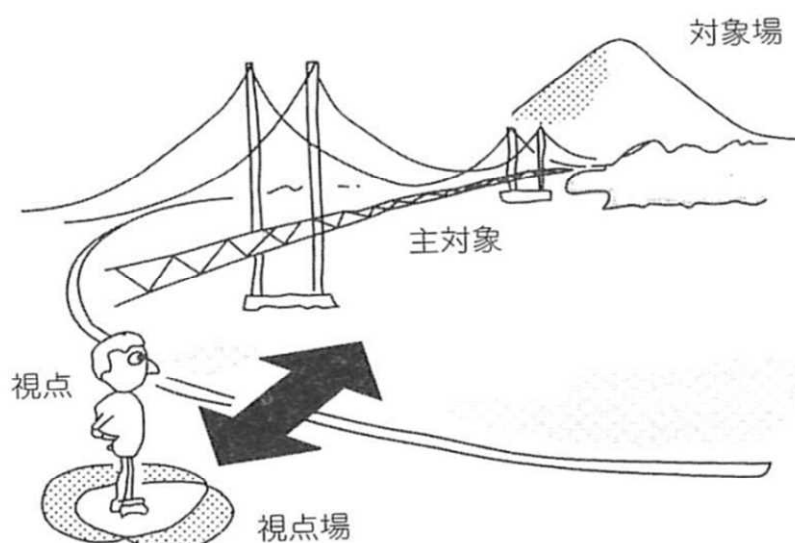
景観資源は、点・線・面という形態や自然系、歴史・文科系、生活・産業系、眺望系という質による分類があります。

主な景観資源の例

景観資源	点	線	面
自然系	・山頂 ・池、島 ・景観木 ・天然記念物	・稜線 ・河川 ・海岸線	・山林 ・田園 ・海浜
歴史・文化系	・神社、寺院 ・史跡、遺跡 ・石橋	・歴史的まちなみ（街道沿い） ・街道	・歴史的まちなみ
生活・産業系	・公共施設 ・主要な橋梁 ・公園 ・特徴的な商業施設	・幹線道路 ・商店街 ・鉄道	・主な商店街 ・新市街地 ・工業地
眺望系	・視点場 ・ランドマーク ・アイストップ	・ビスタ ・シークエンス	・パノラマ

(4) 景観の捉え方

景観は、視点（人間）と視対象（見る対象）の関係から「近景・中景・遠景」という距離による捉え方と視点場の種類や眺望の構造による「視点場と眺望」という捉え方があります。



① 視距離

視距離とは、視点場から視対象としての景観までの距離により景観の見え方がどのように変化するかを示した指標です。視距離の指標化は、建築物の見え方による指標化と樹木の見え方による指標化があります。

②「近景・中景・遠景」

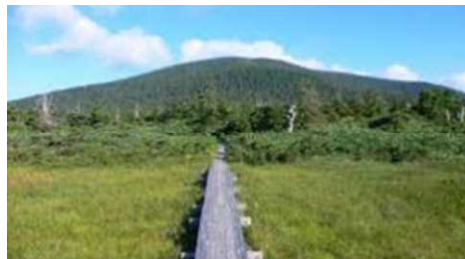
近景・中景・遠景は、視点を固定し、視対象の見え方の変化を区別して捉えた景観です。

近景・中景・遠景の概要

近景	建築物等を根拠とする場合	建築物の見え方により距離を規定した場合は、近景とは、建築表面の模様や形の複雑さ（テクスチャー・ディテール）を確認することができる距離である約 500m までを指す。
	樹木を根拠とする場合	一本一本の樹木の葉、幹、枝等の特徴が視覚的に意味を持つ領域を指す。 一本の樹木の全体を視線を移動させることなく、明瞭な視覚で捉えることのできる距離、すなわち視覚 1° の軸視覚で捉えることのできる距離を近景と中景を区分する定量的な目安とする。これは対象の大きさの約 60 倍の距離であり、広葉樹が主たる視覚目標のとき約 360m、針葉樹のとき約 180～240m とする。
中景		中景とは、一本一本の樹木のアウトライン、すなわち樹冠は見ることもできるが、近距離景で見られた一本一本のディテールは、もはや捉えることのできない領域を指す。 一般に景観の主景となり、地形の重なり具合等によって作り出される三次元的な、最も景観的な形姿が展開される。
遠景		遠景とは、大きな植生分布の変化、沢、谷などは見ることができ、一本一本の樹木のアウトラインは見ることができない領域のことを指す。空気遠近法の影響でテクスチャーは単調になり、色の変化は明度差の変化になり、それも淡くなるため、空より淡い背景として中景を引き立たせる。そのため、遠景は、主として景観の背景としての役割を務めることになる。



近景



中景



遠景

③ 視野

視野は、人間（観察者）が対象を眺める場合の「見えている範囲」のことです。

- ・ 静視野とは、視点が静止している場合で、注視点（見ている中心点）を固定した場合、両眼の静視野は、左右 各々ほぼ 60° 上 70° , 下 80° （ギブソン）と言われています。
- ・ 視野 60° コーン説は、頂角 60° の円錐を視野とする説です。

(5)「視点場と眺望」

① 視点と視点場

視点は、景観を見る人間自体であり、視点場は、視点である人間の位置する場所のことです。

■ 視点場の設定

視点場の詳細な位置は、視対象を最も良好に眺望できる場所として設定します。

① 視点場としてふさわしいと考えられる場所が特定できる場合	視点場を1箇所に特定できる場合	視対象と関係が深い場所（視対象に関する説明が書かれている案内板等）が存在する場合、その正面から水平距離1m（もしくは0.5m）の位置における地盤面から垂直距離1.5mの高さ（標高）を視点場とする。
	視点場を1箇所に特定できない場合	視対象と関係が深い場所が存在するが、眺望を阻害する要因（樹木等）があり、視対象への眺望を確保できない場合、視点場をもう1箇所程度追加設置する。
② 視点場としてふさわしいと考えられる場所が特定できない場合	角地や中心点を特定し易い場所	角地や中心点を特定し易い（展望施設や駐車場等）場合、視対象に向かって角地または中心点、視対象側の境界から水平距離1m（もしくは0.5m）の位置（緯度、経度）における地盤面から垂直距離1.5mの高さ（標高）を視点場とする。
	目印となる場所が存在する場合	目印となる場所（樹木等）が存在する場合、目印となる場を2箇所選び、その中心点、視対象側の境界から水平距離1m（もしくは0.5m）の位置（緯度、経度）における地盤面から水平距離1.5mの高さ（標高）を視点場とする。

■ 移動する視点場からの眺望

視点場は、展望台等の固定した視点場と車両等の移動するものがあります。

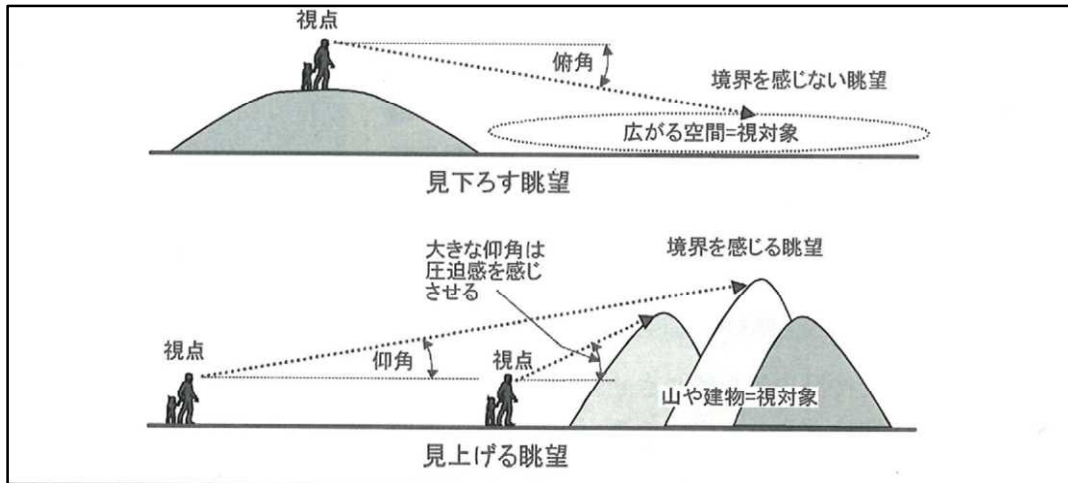
固定した視点場からの眺望は、広がりを持つ眺望（パノラマ）や通景線（ビスタ）があり、移動する視点からの眺望は、連続して変化する眺め（シークエンス）の特徴があります。

■ 「見下ろす」眺望と「見上げる」眺望

眺望には、上から下へ見下ろす眺望と下から上へ見上げる眺望があります。

一般的に、「見下ろす」眺めは、眺める範囲の境界が不明瞭であり、区切ることが難しく、空間の広がりを強く認識することができます。

また、「見上げる」眺望には、背景となる空や対象物により明確な眺める範囲の境界を認識することになります。



さらに、「見上げる」角度がある程度以上になると、圧迫感を感じるようになります。

(6) 建築物や工作物をつくる行為における景観上の配慮項目

景観は、人間の行為によって大きく変化していきますが、中でも建築物や工作物をつくる行為は、景観に大きな影響を与えるものです。

以下に、その景観上の配慮項目について述べます。

■ 配置

敷地の設定や建築物・工作物の配置は、中景・遠景で重要な構成要素であり、景観の基本を決定する要素です。

■ 規模

建築物・工作物の規模は、背景となる要素や周囲の要素との比較により意味を持ち、中景・遠景で重要な構成要素です。周囲や背景と比較し、大きければ、視線が集中し易いものとなります。

■ 形態

形態は、視対象のアウトラインにより形成され、近景、中景、遠景で重要な構成要素であり、周囲や背景と大きく異なった形態は、周囲から際立った景観要素となります。

■ 意匠

意匠は、視対象の機能を表現する構成要素であり、歴史・文化的雰囲気等を感じさせる等、近景・中景には重要な景観構成要素です。意匠には、屋根の形状、壁面の構成、広告等の附属物や夜間の照明も含まれます。

■ 材質

材質は、近景の重要な景観要素であり、素材によって周囲との調和が図られたり、逆に阻害されたりします。視対象がどのような素材でできているかによって、美しさを表現することができます。

■ 色彩

色彩は、視対象を周囲と区別し、周囲との調和をもたらす機能や美しさ・にぎわいを演出する機能を持ち、近景・中景で重要な景観構成要素です。

1-4 景観形成の目標と基本方針

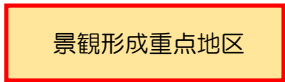
景観形成の目標	景観形成の基本方針
本市の特性を活用した南九州市らしい景観の創造を図ります。	眺望景観や田園景観，歴史景観等を保全・活用し，観光振興と地域活性化を促進する景観を創造します。
市民のまちづくりと連動し，地域の魅力を引き出す景観形成を推進します。	市民のまちづくりやボランティア活動と連携し，各地域の魅力ある景観形成を推進します。
地域の貴重な景観資源を活用し，更に景観の魅力の向上に努めます。	豊かな自然や田園，貴重な歴史・文化資源を活用した景観形成を目指します。 道路や河川，鉄道等における良好な景観形成を推進します。
市民・事業者・行政が協働して，守り，育て，活用する景観形成を推進します。	景観に配慮した事業の推進，景観のルールづくり，啓発・誘導の推進を図ります。 市民・事業者・行政が一体となって，守り，育て，活用する景観形成を推進します。



眺望景観や歴史景観等の保全と活用

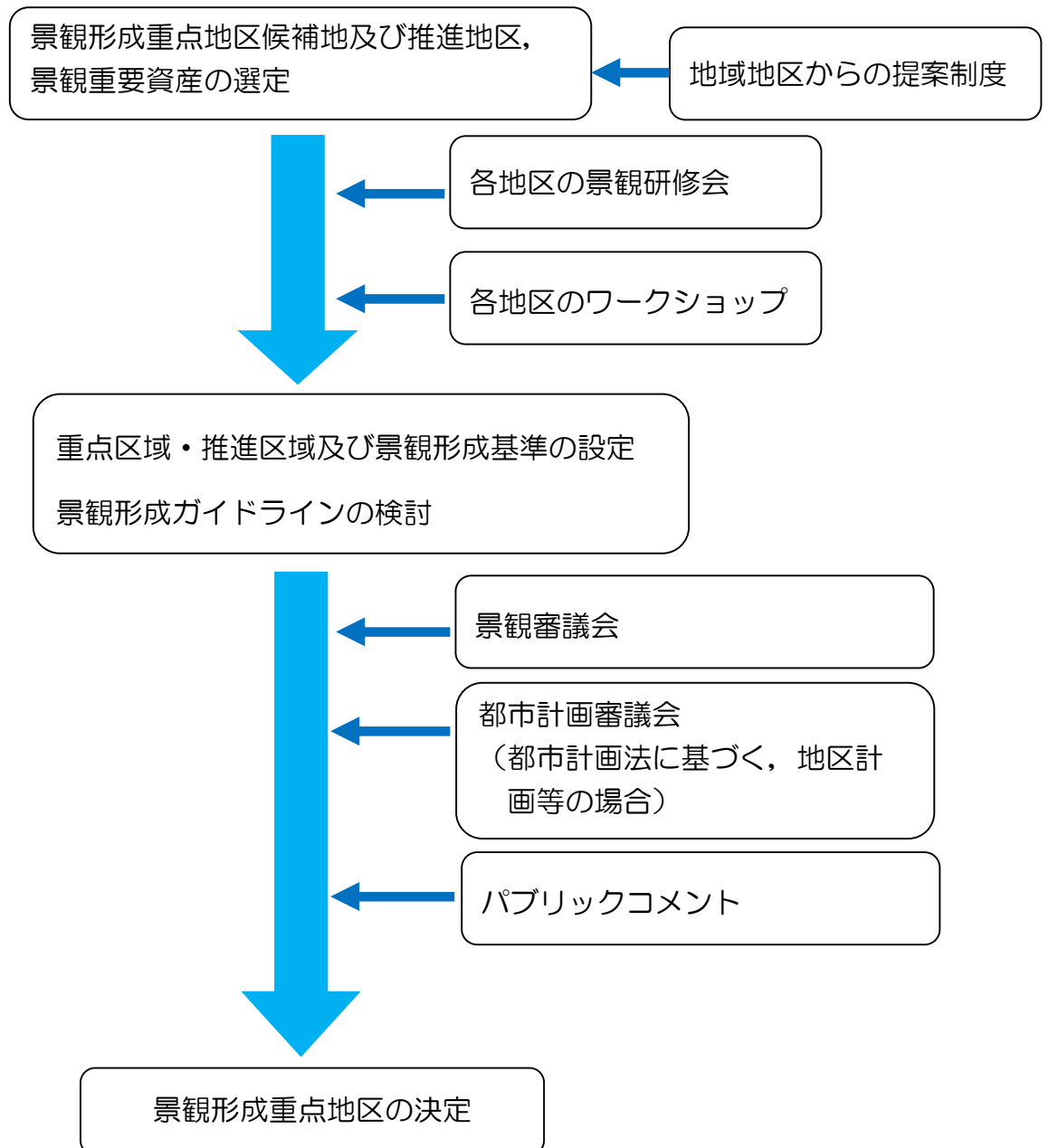


豊かな自然や貴重な歴史・文化資源を活用した景観の形成

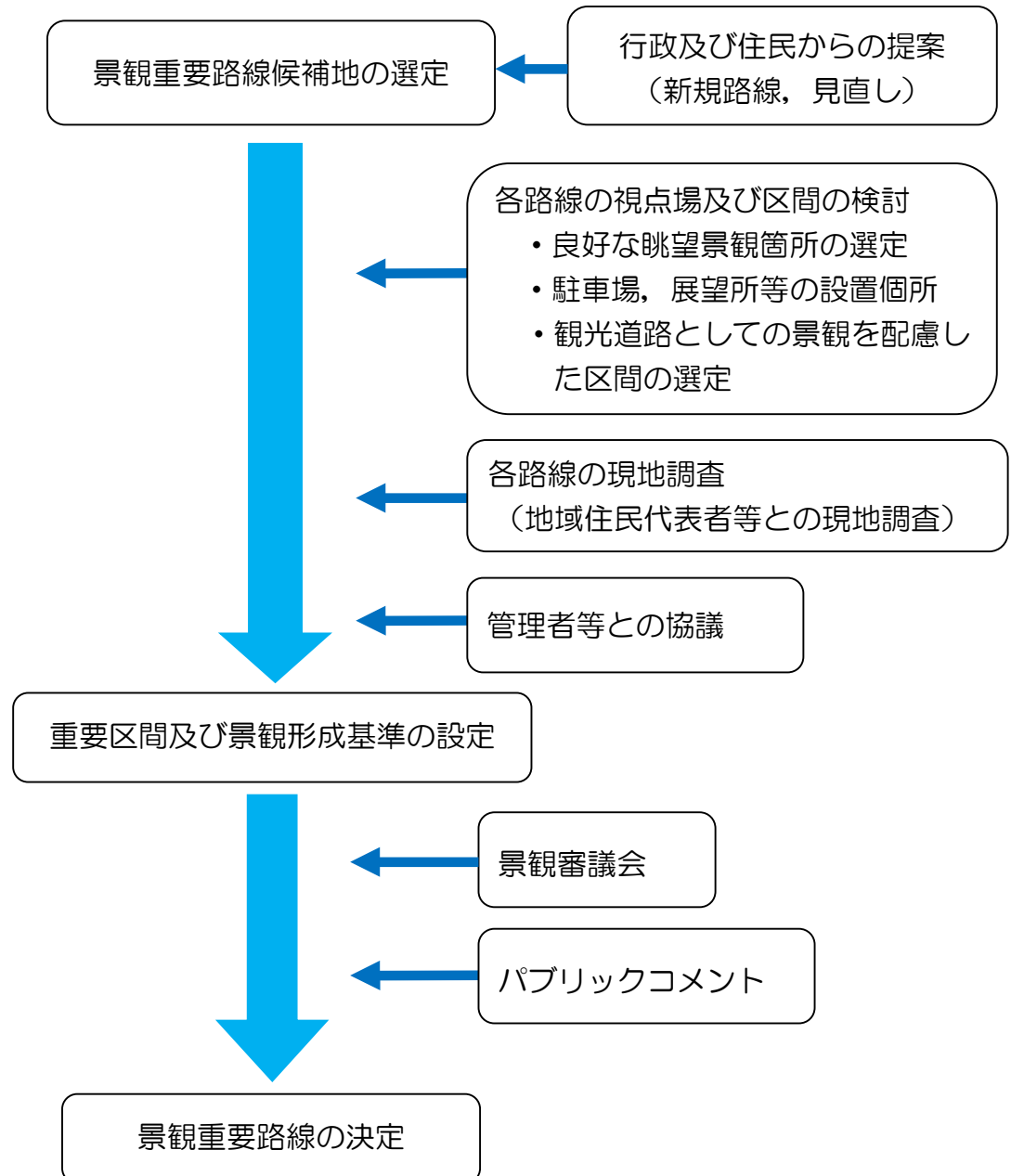


1-6 景観形成重点地区・景観重要路線の設定フロー

■景観形成重点地区等のガイドラインの設定フロー



■景観重要路線のガイドラインの設定フロー



第2章 景観的配慮の考え方

2-1 景観的配慮の基本的な考え方

①眺望景観や田園景観、歴史景観等を保全・活用し、観光振興と地域活性化を促進する景観を創造します。

- ・南九州市らしい景観形成を推進するため、本市の地形・土地利用をベースとして、山林・田園・市街地・海岸・河川のゾーンに区分し、各ゾーンの課題に対応した景観形成方針を設定します。
- ・山や海、田園等の眺望の視点場においては、良好な景観を保全し、形成するため、景観の向上に資するルールづくりを推進します。
- ・観光振興と地域活性化の促進を図るため、新たな眺望景観の視点場の発掘を推進します。

②市民のまちづくりやボランティア活動と連携し、各地域の魅力ある景観形成を推進します。

- ・地域の魅力ある景観形成を図るため、各地域の地区公民館、コミュニティ単位等やボランティア団体と連携し、景観形成の向上に資する活動を推進します。

③豊かな自然や田園、貴重な歴史・文化資源を活用した景観形成を目指します。

- ・貴重な景観資源を保全・活用するため、良好な景観の形成に資するルールづくりや景観阻害要因の改善を推進します。
- ・新たな景観資源を発掘し、さらに地域の魅力を引き出す景観形成を推進します。

④道路や河川、鉄道等における良好な景観形成を推進します。

- ・地域の骨格となっている道路・河川・鉄道を重要景観路線とし、各施設の課題を踏まえた景観形成方針を設定します。
- ・主要な観光路線においては、新たな眺望ポイントを設定する等、観光振興につながる景観形成を推進します。

⑤景観に配慮した事業の推進、景観のルールづくり、啓発・誘導の推進を図ります。

- ・再生可能エネルギーの開発や電波塔等の情報基地施設の建設は、景観に配慮した事業の推進を図るため、その啓発・誘導の推進を図ります。
- ・建築物や工作物等の建設は、良好な景観の形成を図るため、周辺と調和した色彩、高さ等の行為制限の規制・誘導を推進します。
- ・市民等の景観への意識の向上と取組を促進するため、景観に関する講演会、パンフレットの作成等、市民への啓発活動を推進します。

⑥市民・事業者・行政が一体となって、守り、育て、活用する景観形成を推進します。

- ・市民・事業者・行政との協働により、景観資源を守り、育てるしくみづくりや新たな景観資源を活用する制度づくりを推進します。

2-2 ゾーンの区分

一般的地域のゾーンは、山林ゾーン、田園ゾーン、海岸・河川ゾーン、市街地ゾーンについて、以下の根拠に基づき、区分するものとします。

○山林ゾーン

地形図における針葉樹・広葉樹の表記に基づく区域とします。

なお、林道、山村集落等も含むものとします。

○田園ゾーン

地形図における田畑・茶畑・果樹園および草地の表記に基づく区域とします。

なお、周辺の休耕田および農村集落も含むものとします。

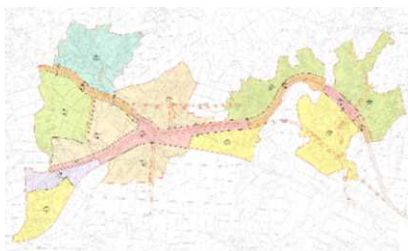
○海岸・河川ゾーン

海岸ゾーンは、薩南海岸県立自然公園の区域及び海浜の砂浜・岩礁、漁港の区域とします。なお、海岸線周辺の緑地および漁業集落等も含むものとします。

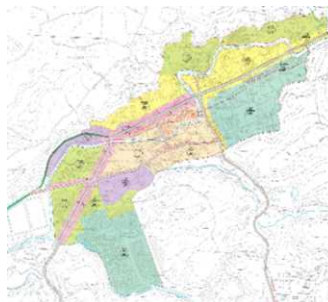
河川ゾーンは、南九州市内の河川の区域とします。なお、河川沿いの一体となった河畔林も含むものとします。

○市街地ゾーン

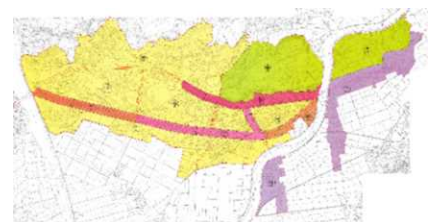
市街地ゾーンは、都市計画用途地域の区域とします。



穎娃用途地域



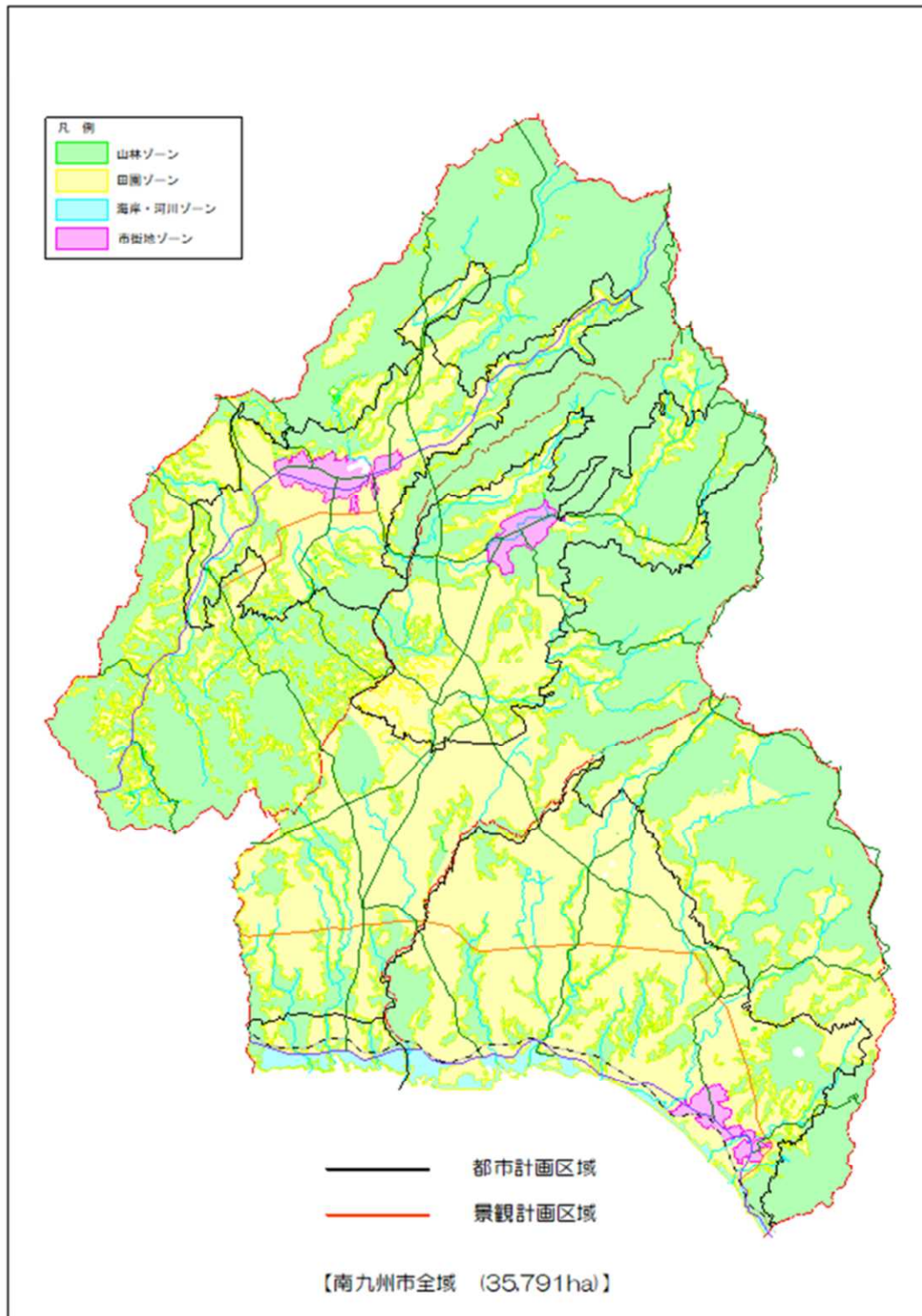
知覧用途地域



川辺用途地域

2-3 一般的地域

一般的地域の景観形成は、山林ゾーン、田園ゾーン、海岸・河川ゾーン、市街地ゾーンについて、各ゾーンの特性に対応し、景観的配慮を行うものとします。

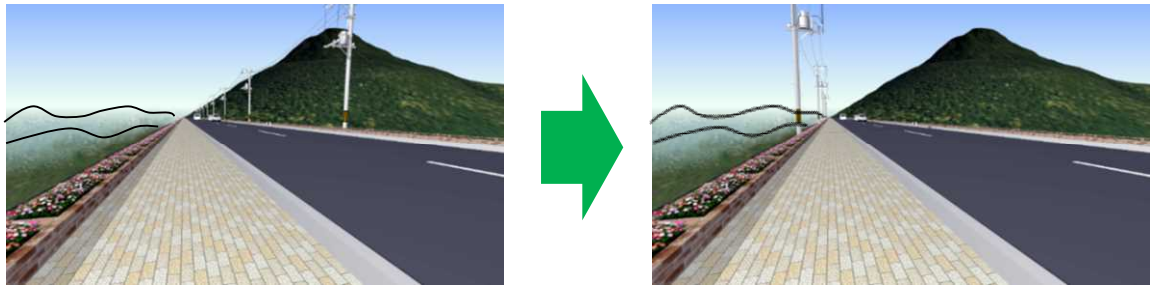


景観形成区域

2-3-1 山林ゾーン

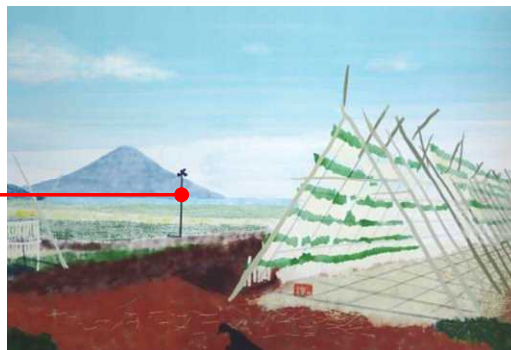
1) 建築物や工作物の配置・規模・高さ

- ・各種施設の設置は、その配置等を検討し、山並みの景観の保全に努めること。
- ・大規模なものとなる場合は、道路から後退するなど、周辺環境に違和感を与えない配置・規模とするよう努めること。
- ・背景となる山並みや丘陵地から突出しない高さとなるよう努めること。



背景となる山並み景観に配慮した配置

視点場の近くでは、
眺望景観に配慮した
工作物の配置を検討
する

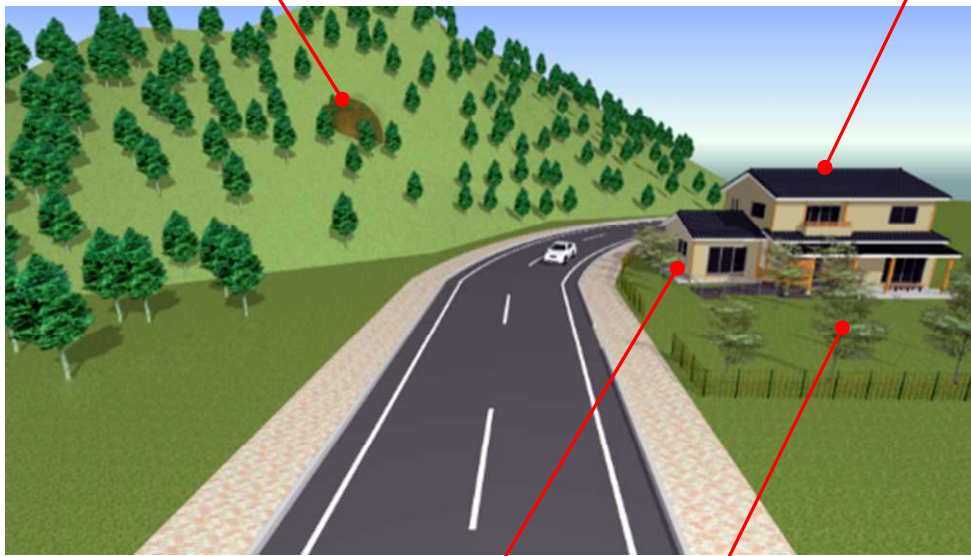


2) 建築物や工作物の形態・意匠・素材・色彩・屋外設備等

- ・周辺の樹林地等から過度に目立たないように、自然と調和した形態・意匠・素材とするように配慮すること。
- ・周辺の樹林地等の自然と調和する外観となるよう、基調色に奇抜な色彩の使用は避け、色彩基準に適合したものとする。
- ・できる限り、自然色に近い色相を選択し、使用するよう配慮すること。
- ・道路等の公共の場から容易に目にするのできる位置には配置しないよう努めること。やむを得ず設置する場合には、目立たないよう工夫し、景観との調和に努めること。

大規模な開発行為や山林の伐採、土石の採取は、極力避けるよう努めるものとする。

周辺の樹林地等の自然と調和する外観となるよう、基調色に奇抜な色彩の使用は避ける。



周辺の樹林地等から過度に目立たないよう、自然と調和した形態・意匠・素材とするよう配慮すること。

大規模なものとなる場合は、緑化をするなど、周辺環境に違和感を与えない形態・意匠に配慮すること。

2-3-2 田園ゾーン

1) 建築物や工作物の配置・規模・高さ

- ・地域の景観を特徴づけている山、茶畑、田畑や海、河川等への眺めと調和した配置・規模とするよう努めること。
- ・背景となる山並みや丘陵地及び田園から突出しない高さとなるよう努めること。



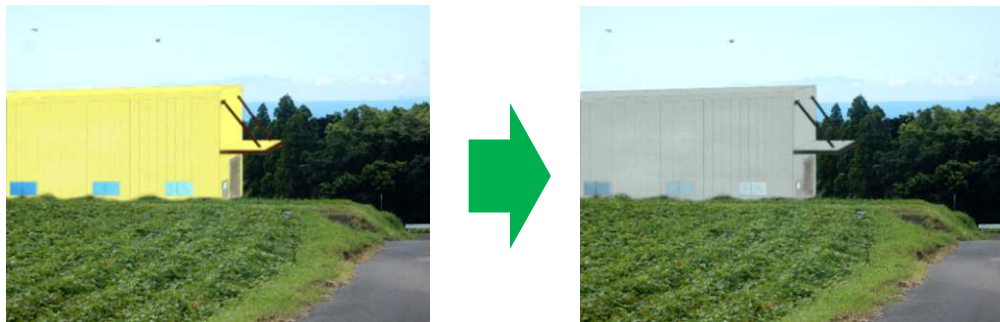
背景となる山並みや丘陵地及び田園から突出しない高さ



良好な田園景観の保全

2) 建築物や工作物の形態・意匠・素材・色彩・屋外設備等

- ・大規模なものとなる場合は、長大な壁面等により周囲の圧迫感を感じさせることのないよう形態・意匠の工夫に努めること。
- ・茶畑からの景観を阻害する工作物は、除去又は移設などを行い、景観の改善に努めること。
- ・景観ガイドライン等に基づき、交通安全施設、標識、看板等の色彩に配慮すること。
- ・周辺の田園景観と調和する外観となるよう、基調色に奇抜な色彩の使用は避け、色彩基準に適合したものとする。



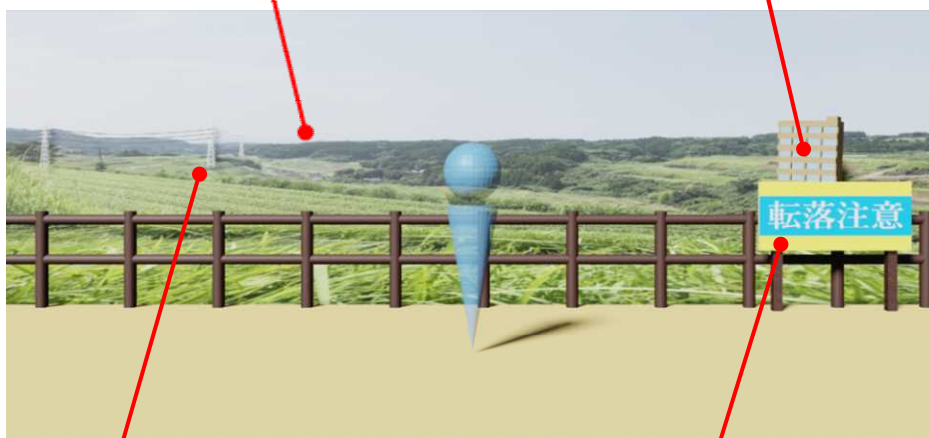
周辺の田園景観と調和する外観

3) 外構・緑化等

- ・地域を特徴づける石垣や樹木等はできる限り保全する。

地域の景観を特徴づけている山、茶畑、田畑等への眺めと調和した配置・規模とするよう努めること。

背景となる山並みや丘陵地及び田園から突出しない高さとなるよう努めること。



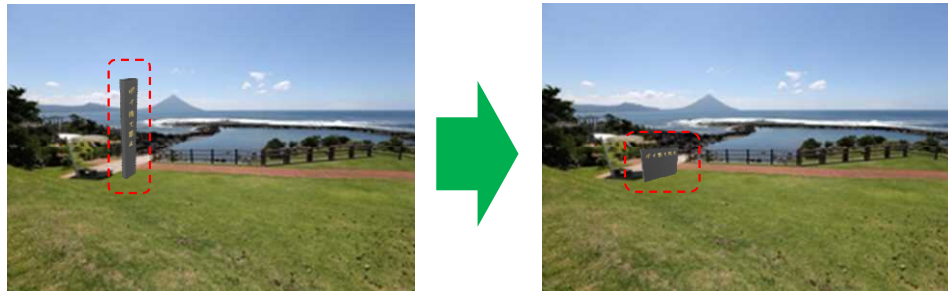
茶畑からの景観を阻害する工作物は、除去又は移設などを行い、景観の改善に努めること。

交通安全施設、標識、看板等の色彩に配慮すること。

2-3-3 海岸・河川ゾーン

1) 建築物や工作物の配置・規模・高さ

- ・地域の景観を特徴づけている海岸や河川等への眺めと調和した配置・規模とするよう努めること。
- ・道路からの開聞岳・海岸線・河川の景観を阻害しない高さとなるよう努めること。



開聞岳の眺望景観を保全する高さ・配置



石橋や麓川・万之瀬川の河川景観の保全

2) 建築物や工作物の形態・意匠・素材・色彩・屋外設備

- ・開聞岳や連続する海岸の景観を阻害しない形態・意匠・素材とするよう努めること。
- ・道路等の公共の場から見えない位置に配置するよう努めること。
やむを得ず設置する場合には、目立たせないよう工夫に努めること。



河川整備は、多自然工法を推進し、水辺に親しめる自然に近い河川景観とする



開聞岳の良好な景観を阻害する雑木等の除去を行い、眺望景観を改善

3) 外構・緑化等

- ・定期的な海岸・河川の維持管理を行い、海岸線や砂浜、河川景観を保全する。

やむを得ず工作物や看板等を設置する場合には、目立たないように工夫し、景観との調和に配慮する。

河川の景観を阻害しない配置・規模・高さとなるように配慮する。



地域の景観を特徴づけている河川等への眺めと調和した色彩とする。

定期的な河川の維持管理を行い、河川景観を保全する。

2-3-4 市街地ゾーン

1) 建築物や工作物の配置・規模・高さ

- ・通りや周辺との連続性に配慮した配置・規模とするよう努めること。
- ・看板等は、市街地の景観の保全に配慮した配置・規模とするよう努めること。
- ・周辺のまちなみから突出しない高さとなるよう努めること。

2) 建築物や工作物の形態・意匠・素材・色彩・屋外設備

- ・市街地の建物の統一感を図り、一体的な雰囲気のマチづくりに努めること。
- ・商業系市街地では、建物の建ち並びや歩行空間との連続性を意識した形態・意匠とし、にぎわいの創出に努めること。
- ・住居系市街地では、周辺のまちなみと調和したまとまりのある形態・意匠とするよう配慮すること。
- ・大規模なものとなる場合は、長大な壁面等により周囲に圧迫感を感じさせることのないよう形態・意匠の工夫に努めること。

- ・道路等の公共の場から容易に目にするのできる位置に設置する場合には、できる限り緑化する等目立たないように工夫し、景観との調和に努めること。



まとまりのある形態・意匠と緑化のイメージ



歩行空間との連続性を意識した
形態・意匠のイメージ

3) 外構・緑化等

- ・季節の花等を植栽し、商店街の景観向上に努めること。
- ・塀や柵等は、植栽と一体となった意匠となるよう努めること。
- ・駐車場は、閑散とした印象とならないよう敷地内の緑化や舗装等による修景に努めること。
- ・地域を特徴づける石垣や樹木等はできる限り保全すること。

一体的な雰囲気のマチづくり

看板・標識類の統一



電線類の地中化の推進

建物の統一感を図る

市街地の景観の保全に配慮した配置・規模

敷地内の緑化や舗装等による修景のイメージ



■ 色の三属性

色相，明度，彩度を色の三属性といい，マンセル表色系では，三属性を記号と数字で表示します。

色 相

赤，青，黄色などの色合いのことを「色相」と言います。

マンセル表色系では，「基本 10 色相」が定められ，隣り合う 3 つの色相を「1 系統」と言います。

明 度

明るさの度合いを「明度」と言います。

最も暗い色を黒，最も明るい色を白とし，低明度は暗い色，高明度は明るい色となります。

彩 度

鮮やかさの度合いを「彩度」と言います。

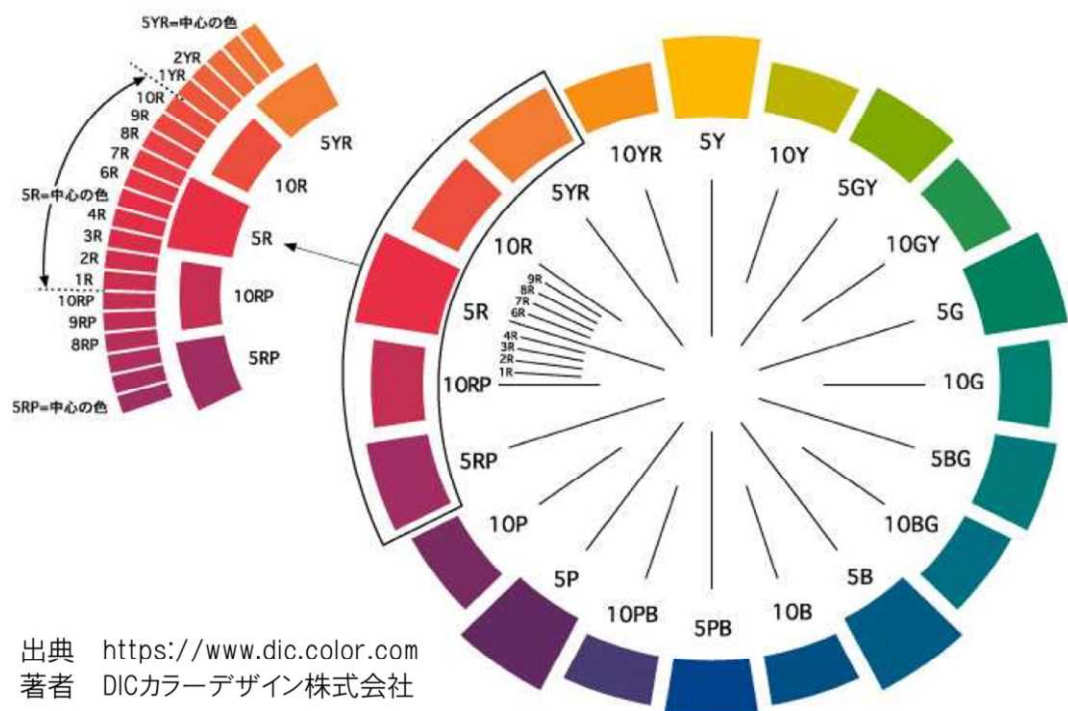
一般的に高彩度では鮮やかな色となり，低彩度ではくすんだ色となります。

● マンセル記号

マンセル記号は，色の三要素を組み合わせ，一つの色彩を表示する記号です。

色相，明度，彩度を組み合わせで表記します。

主要10色相のマンセル色相環



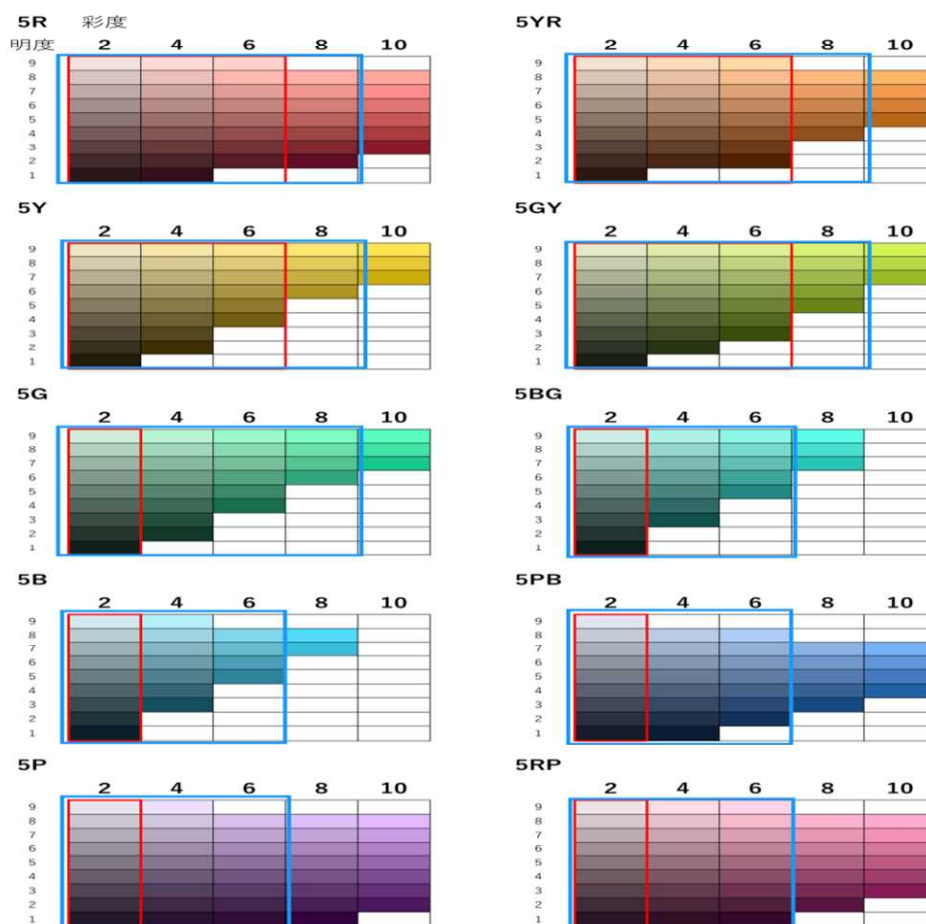
出典 <https://www.dic.color.com>
著者 DICカラーデザイン株式会社

□建築物・工作物の色彩基準

	南九州市全域（景観形成重点地区除く）				
	山林	田園	海岸	市街地	
				住居系市街地※	商業系市街地※
建築物 工作物	● R 赤, YR オレンジ, Y 黄色, GY 系 黄緑, の色相を使用する場合は彩度 6 以下 ● その他の色相を使用する場合は彩度 2 以下 ● アクセント色としての高彩度色は、建築物 又は工作物の、全面見付面積の 20%以内の 使用が可能			● 周囲の景観と調和した 色彩・意匠とし、高彩 度色の使用はなるべく 避ける ● 色の使用数は可能な限 り少なくする	

※市街地ゾーン：都市計画法で用途地域指定がされている区域。住居系市街地とは、第 1 種低層住居専用地域や第 1 種中高層住居専用地域等、いわゆる住宅団地や武家屋敷周辺等の地域のことです。商業系市街地はそれ以外の場所で、商店街のある場所などが該当します。

主要10色相の明度と彩度/マンセル表色系



赤枠：建築物・工作物の色彩基準(商業系市街地除く)

青枠：屋外広告物の色彩基準

2-4 景観的配慮が特に必要な地域

2-4-1 道路

- 地域の中心地区等において、街の骨格を形成する道路、地域にとってシンボルとなる道路、多くの人が集まる地域
 - ・景観法に基づく景観重要路線に位置付けられている道路
 - ・街の骨格を形成している道路
 - ・地域のシンボルとなる道路
 - ・歴史的経緯から地域にとって重要な道路（古くからの街道等）
 - ・地域の憩いの場となっている公園の周辺や学校の周辺



- 歴史的価値の高い施設周辺もしくは歴史的街並みが形成されている地域や古くからの街道や参道など歴史的価値の高い道路
 - ・歴史的価値の高い施設周辺の道路
 - ・重要伝統的建造物群保存地区等、歴史的価値が高い街並みが形成されている地域
 - ・古くからの街道や参道等、歴史的な価値の高い道路



- 遠景、中景、近景を問わず、山岳や景勝地、田園、海などが望め、眺望に優れた道路
 - ・薩南海岸県立自然公園周辺の道路
 - ・千貫平自然公園周辺の道路
 - ・地域を代表する山岳への眺望が得られる道路
 - ・その他、地域の景勝地や田園や海などへの眺望に優れた道路

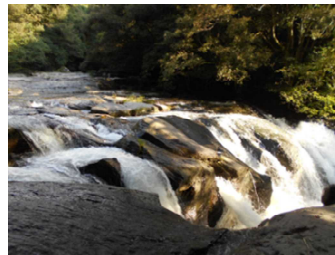


- その他、地域の人にとって特別な意味のある地域・道路

2-4-2 海岸線・河川

景観的配慮が特に必要な海岸線・河川

- 地域の主要な河川において、地域の良好な景観を形成している河川，地域にとって利用されている海岸線・河川，多くの人が集まる海岸線・河川
 - ・ 景観法に基づく景観重要河川に位置付けられている河川
 - ・ 良好な景観を形成している河川
 - ・ 地域を代表する河川
 - ・ 歴史的経緯から地域にとって重要な河川（石橋等歴史的遺構）
 - ・ 地域の憩いの場となっている海岸線・河川



- 歴史的価値の高い石橋もしくは歴史的護岸が構築されている海岸線・河川や古くから利用されている歴史的価値の高い海岸線・河川
 - ・ 歴史的価値の高い河川
 - ・ 重要伝統的建造物群保存地区等，歴史的価値が高い街並みと一体となった景観を形成している河川
 - ・ 古くから利用されている歴史的価値の高い海岸線・河川



■ 遠景、中景、近景を問わず、山岳や景勝地、田園、海などが望め、眺望に優れた海岸線・河川

- ・薩南海岸県立自然公園内の海岸線・河川
- ・開聞岳等の地域を代表する山岳への眺望が得られる海岸線・河川
- ・その他、地域の景勝地や田園や海などへの眺望に優れた海岸線・河川



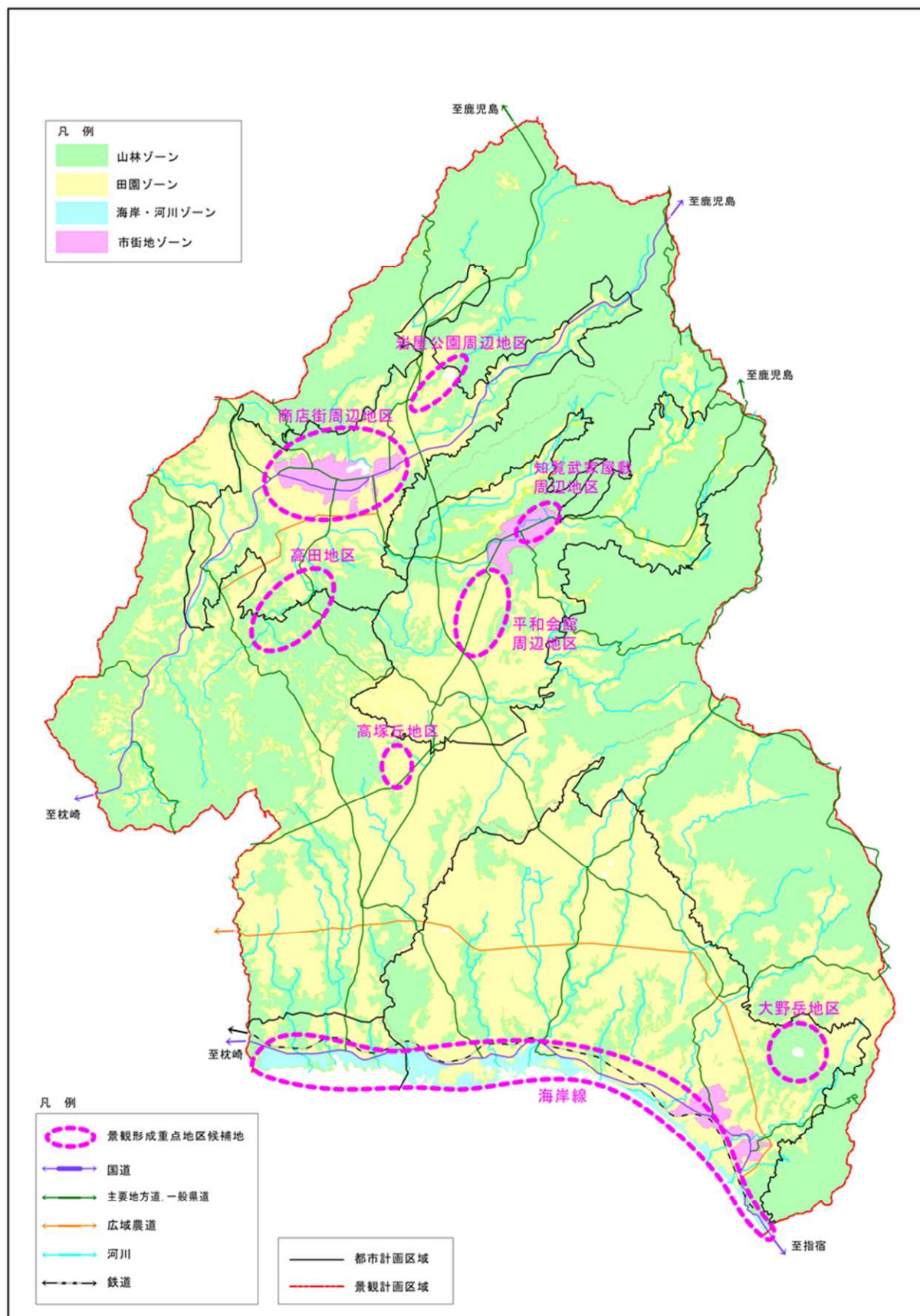
■ その他、地域の人にとって特別な意味のある海岸線・河川



2-5 景観形成重点地区候補地

■ 景観形成重点地区候補地

候補地	特徴
知覧武家屋敷周辺地区 (知覧町郡)	伝統的建造物群保存地区を中心とし、麓集落の武家屋敷や庭園・石垣・生垣のある地区で、歴史的景観を呈する地区。
平和会館周辺地区 (知覧町郡、西元)	知覧特攻平和会館を中心とし、灯籠と桜並木、イチヨウ並木、新興住宅が広がる地区、市役所移転予定地で、今後の住宅地等の整備が想定される地区。
高塚丘地区 (知覧町西元)	高台にある展望所から、開聞岳や大野岳等周辺の山並み、広々とした茶畑景観を眺望できる地区。
大野岳地区 (頤娃町郡)	開聞岳や薩摩半島および屋久島等周辺の島々を遠望でき、海岸線等を見下ろすことができる地区。
海岸線 (知覧町塩屋、南別府、頤娃町別府、御領、牧之内)	瀬平自然公園や釜蓋神社、番所鼻自然公園、開聞岳と東シナ海の眺望に黒松があり、風光明媚な海浜景観のあるエリア。
岩屋公園周辺地区 (川辺町清水)	万之瀬川を軸としたレクリエーション施設の岩屋公園の親水景観や、清水の湧水等の水環境の景観、清水磨崖仏などの歴史的な景観のある地区。
川辺平山地区商店街 周辺地区	県内三大市の川辺二日市を行う、川辺地域の中心市街地の景観。
高田地区 (川辺町高田)	永里川の自然景観や歴史的資源の景観が多くあり、平地部には集落と水田景観が広がる地区。



景観形成重点地区候補地 位置図

2-6 景観重要路線

■ 景観重要路線候補の設定と各路線の特徴

	種別	路線名	路線の特徴
①	国道	225 号	鹿児島市と川辺地域の主要アクセス道路。川辺地域中心街や道の駅川辺やすらぎの郷等のスポットが沿道にある路線。
②	国道	226 号	瀬平自然公園付近では開聞岳と東シナ海を眺望でき、ヤシ植栽による南国的な景観が連続する路線。
③	地域高規格道路	南薩縦貫道	川辺ダム、金峰山を始めとする山並の景観が美しく見える路線。
④	主要地方道	指宿スカイライン	標高が高く、川辺地域や鹿児島市街地や桜島と錦江湾を眺望できるスポットがある路線。
⑤	主要地方道	穎娃川辺線	穎娃、知覧、川辺まで通り、田園や蟹ヶ地獄等の山あいの景観スポットのある路線。
⑥	主要地方道	谷山知覧線	鹿児島市と知覧地域、知覧武家屋敷群へのアクセス道路。イヌマキの街路樹景観がある。
⑦	主要地方道	石垣加世田線	知覧地域で茶畑景観が広がる路線。
⑧	一般県道	石垣喜入線	穎娃地域で茶畑景観が広がる路線。
⑨	一般県道	霜出南別府線	知覧地域で茶畑景観が広がる路線。
⑩	市道	上之口麓線	歴史的雰囲気がある勝目麓を通る路線。
⑪	市道	清水古殿線	国道 225 号から岩屋公園へのアクセス道路。沿道に桜を植樹している路線。
⑫	市道	野崎清水線	国道 225 号から岩屋公園へのアクセス道路。沿道に桜を植樹しており、花園トンネル出入口の桜アーチが美しい。
⑬	市道	木佐貫原上線	南薩縦貫道知覧 IC から平和会館へのアクセス道路。観光バスが多く通る路線。
⑭	市道	鬼口大隣線 (南薩広域農道)	大野岳、開聞岳や海岸線、茶畑の田園等を眺望できる路線。
⑮	鉄道	J R 指宿枕崎線	車窓風景が美しく、御領駅や鉄橋は趣のある景観の路線。



景観重要路線候補 位置図

第3章 各施設等に関する景観形成ガイドライン

3-1 一般地区

3-1-1 建築物

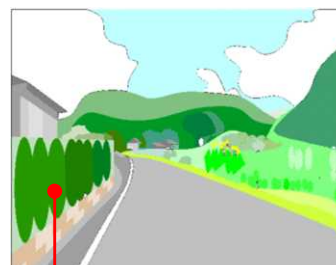
■ 外構

- ・ 室外機や高架水槽等の建築設備は、道路などの公共の場から見えない位置に設置するよう努めること。やむを得ない場合は、覆うか色彩への配慮に努めること。



屋上の室外機等の囲いや色彩への配慮

- ・ 配管やダクト等付帯設備は、道路などの公共の場から露出して見えないように努めること。やむを得ない場合は、壁面と同一色とするなど目立たないように努めること。



石垣や緑化による目隠し

- ・ 駐車場、駐輪場、ごみ集積所等は、公共の場から露出し見えないように努めること。



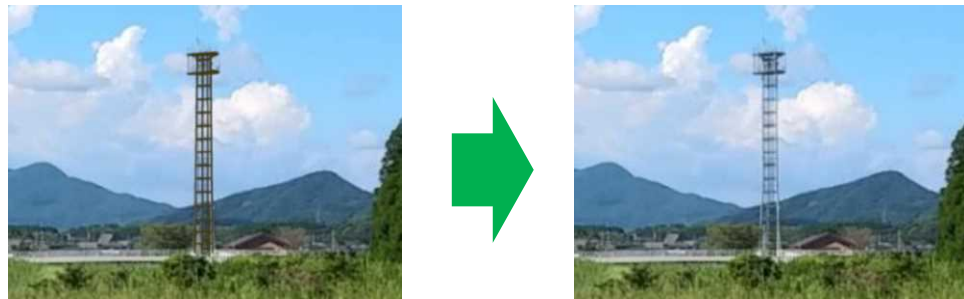
素材と配置に配慮した例



素材と色彩にも配慮した例

3-1-2 工作物

- ・形状は、できる限りすっきりとした形態・意匠とするよう努めること。
- ・色彩は、背景となる山並みに溶け込むような色の選択に努めること。

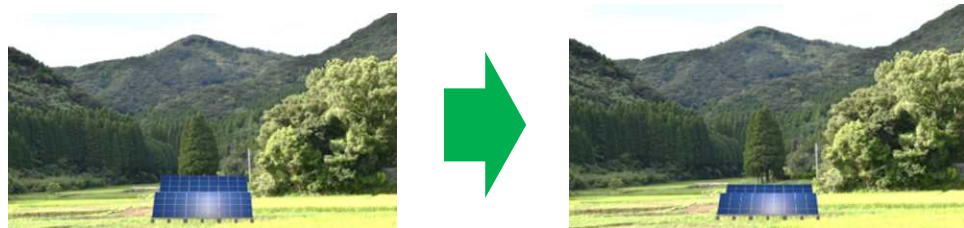


形態・意匠はシンプルなものとし、色彩は、背景の空に溶け込むよう淡い色彩が望ましい

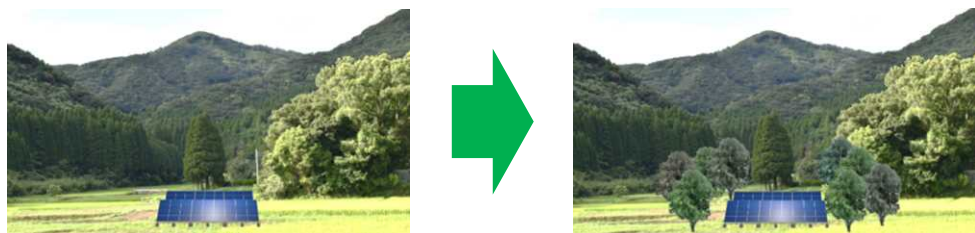
3-1-3 太陽光発電施設

■ 配置

- ・道路から容易に望見できる場合は、地形等に応じ、太陽光パネルの向きや傾斜を揃え、統一感のある配置を行うよう努めること。
- ・反射光が市街地や集落に影響を及ぼすことがないように配慮する。



太陽光パネルの向きや傾斜を抑える工夫



外周を緑化し、周辺と調和させる工夫

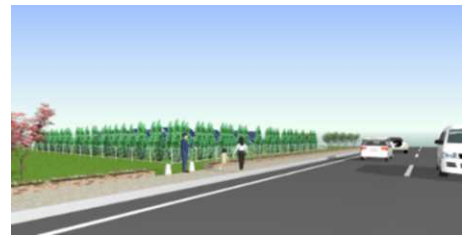
- ・景観上、主要な眺望点から視認できる場合には、分散配置し、人工物の存在感を軽減させる工夫に努めること。



眺望点から見える場所への配置は避ける

■ 形態・意匠

- 太陽光発電施設の外周は、植栽等を用いる等人工物の存在感を軽減させる工夫に努めること。
- 太陽光パネルは、低反射性のものを使用するよう努めること。



緑化等で遮蔽する工夫

■ 色彩

- 太陽光パネルの色彩は、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用し、低反射で模様が目立たないものを使用する。



黒色・濃紺色又は低明度の色彩

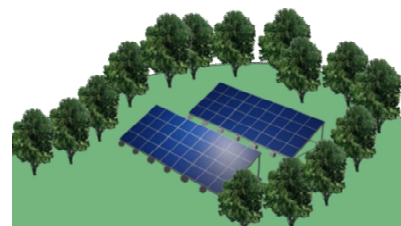
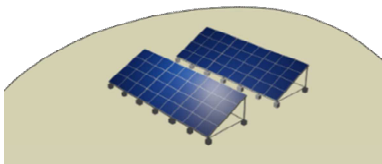
- 太陽電池パネルのフレームや架台の色彩は、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用し、低反射の素材を使用し、パネルとの一体性や周囲の景観に配慮する。
- 景観上、主要な眺望点から視認できる場合には、太陽光発電設備を背景の色彩と極力同化させるよう配慮する。

■ 附属設備

- 太陽光発電施設の附属設備（パワーコンディショナー、キュービクル、フェンス、架台等）の色彩は、低明度かつ低彩度の目立たないものとする。

■ 緑化・目隠し

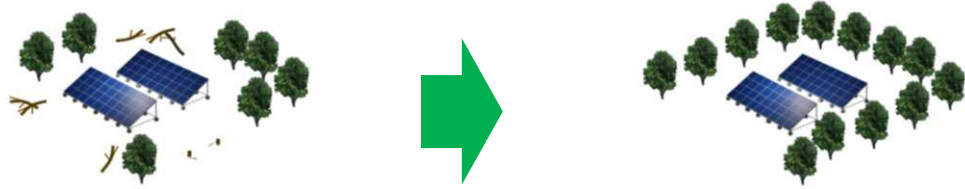
- 道路沿いや民家等、公共の場から望見できる場所に設置する場合には、通行者・車両や民家等から直接見えないよう植栽やフェンス（不透過性のもの等）等で目隠しを行い、威圧感や存在感を軽減する工夫に努めること。



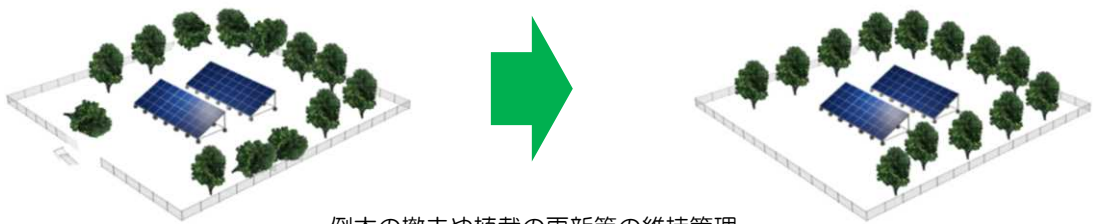
植栽で目隠しを行うイメージ

■ 維持管理

- 太陽光発電施設および敷地内は、定期的に保守点検を行うなど、適切に維持管理を行い、時間的経過に伴う景観悪化を防止する等、維持管理に努める。

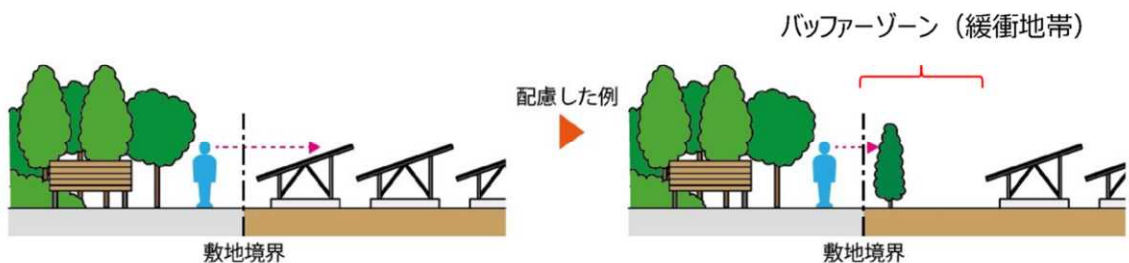


枯損木の撤去や植栽の更新による景観悪化の防止

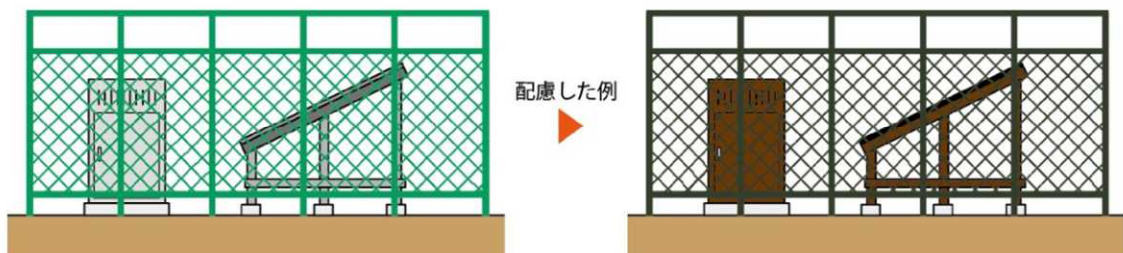


倒木の撤去や植栽の更新等の維持管理

■ 敷地境界部から距離をとって太陽光パネルを配置し、境界部に植栽した例



■ 附帯設備等の色彩に配慮した例



（出典「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」（環境省） 令和2年3月）

3-1-4 風力発電施設

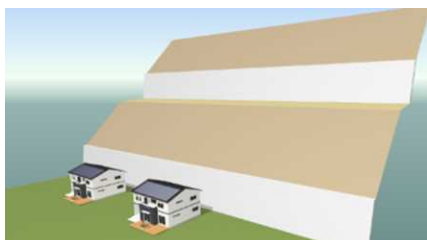
- 色彩については、白又は薄い灰色とする。
- 設置に当たっては、周辺自治体との協議を行い、その意見を尊重すること。
- 風力発電施設及び敷地内の保守点検は、事業者の維持管理計画に則り、適宜実施すること。
- 施設の老朽化・劣化は、事業者の責任で景観悪化の防止に努めること。

3-1-5 開発行為、土地の開墾その他土地の形質の変更、土石の採取

- 地形を生かし、地形改変が最小限となることに配慮した造成に努めること。
- 切土・盛土は最小限となるよう努めること。
- 一団の開発に伴う法面や擁壁が生じる場合には、長大なものではできる限り避け、周辺には圧迫感を与えないよう努めること。止むを得ず長大なものとなる場合は、緑化等の措置により、周辺と調和するよう努めること。
- 擁壁等は、自然素材を使用するなど、できる限り周辺の自然となじむように努めること。
- 耕作放棄地や休耕田は、その活用を図り、景観を守り、育てることに努める。
- 自然とのふれあい空間や生物の生息環境の確保に努めること。



地形改変が最小限となることに配慮した造成



緑化等の措置により、周辺と調和するよう努めるイメージ

3-1-6 木竹の伐採

- ・道路や視点場などの公共の場から見える山林の伐採は、できる限り避けるよう努めること。

止むを得ず伐採する場合は、伐採面積は必要最小限とするとともに、伐採の位置や方法の工夫に努めること。

- ・伐採後は植林し、山林を育成するとともに、作業道は災害を引き起こさないよう努めること。
- ・松林等海岸・河川景観を形成している樹林の伐採はできるだけ避けるよう努めること。伐採後は、植林し、景観の保全に努めること。



伐採後の山林の育成が必要



伐採面積の縮小

3-1-7 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積

■ 配置

- ・道路等の公共の場から堆積物が目立たないように、位置の工夫に努めること。
- ・堆積の高さをできる限り抑え、植栽や塀による目隠しを行う等の工夫に努めること。
- ・山林や海岸・河川への土石・廃棄物等の投棄を禁止するとともに、支障のある樹木処理・流木の除去等を行い、良好な景観の確保を図ること。
- ・地形条件等をもとに、堆積の場所を工夫し、できる限り重要な視点場から直接見えないように努めること。
- ・やむを得ず、重要な視点場から直接見える場所となる場合は、堆積の範囲を最小限とし、植栽や塀等によりできる限り目立たせないよう努めること。

■ 形態・意匠

- ・堆積物は、整然と積み上げ、できる限り低く抑えるよう努めること。
- ・道路等の公共空間から直接見えないよう、塀や植栽等により遮蔽を行うよう努めること。

- ・遮蔽に当たっては、堆積物を遮蔽するのに十分な高さの塀や中高木等による植栽帯を設置するよう努めること。
- ・敷地内に建築物等がある場合は、できる限りその背面に堆積し、道路等の公共空間から直接見えないように努めること。
- ・やむを得ず遮蔽できない場合、堆積物は、分けて積み上げ高さを低く抑え、常に整理整頓することで、目立つことがないようにするよう努めること。

■ 色彩

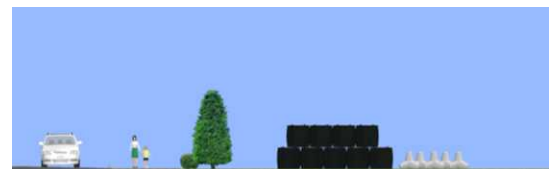
塀を用いる場合は、工作物の色彩基準に適合させ、自然素材により修景するなど、周辺景観との調和に配慮する。

■ 緑化・目隠し

道路沿いや民家等、公共の場から望見できる場所に設置する場合には、通行者・車両や民家等から直接見えないよう植栽や塀等で目隠しを行い、威圧感や存在感の軽減に努めること。



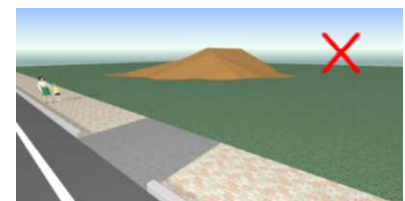
目隠し植栽及び土石盛土高の抑制



目隠し植栽、産廃積み高の抑制

■ 維持管理

敷地内は、定期的に保守点検を行うなど、適切に維持管理を行い、時間的経過に伴う景観悪化を防止する等、維持管理に努めること。



道路から見ると良くない印象



緑化による囲いの例



堆積を低くして木の塀で囲った例

3-1-8 屋外広告物に関する行為の制限

- 地域の景観及び既存のまち並みに配慮した色彩とし、高彩度色の多用や、突出した印象の色彩を避けるよう努めること。
- 写真を利用した広告は、写真面積にも配慮すること。
- 明度は周囲の景観に調和するように努めること。
- 建築物・工作物と一体となったサイン・看板については、周囲の景観と調和する色彩とするよう配慮すること。

Point

- 基調色の色彩基準（24 ページの図を参照）

①R(赤), YR(オレンジ), Y(黄), GY(黄緑), G(緑)・・・彩度8以内

②その他の色相・・・彩度6以内

【基準内に収まるよう色の選定に努めること。】

- アクセントカラーとして高彩度色を使用するときは、対向面積の 1/5 までとするよう努める。原色は使用を控えるが、素材が天然素材で着色されていない場合は例外とする。
- 意匠に写真を取り入れる場合は、対向面積の 1/2 までとし、色彩基準を満たし、かつ、写真部分の面積が 10 m²を超えないように努めること。



広告を周囲の景観に調和させた例

3-2 景観形成重点地区候補地等

重点地区候補地等では，一般地区での配慮に加え，以下のことにも特に配慮してください。

3-2-1 建築物

建築物の配置は，圧迫感のないように道路からできるだけ後退した配置とすることを。

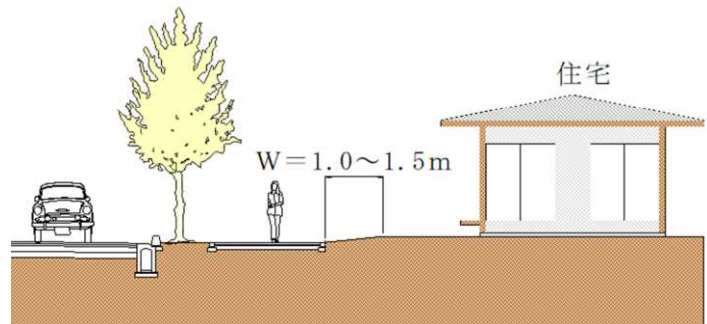


植栽の背後に配置した例



道路から後退させ，緑化に配慮する

周辺の建物と壁面位置，屋根形状，植栽をできるだけ揃え，統一感のあるまちなみを形成するように努めること。

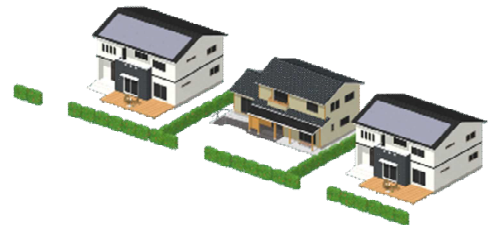


道路から後退し，ゆとりのあるまちなみを形成するイメージ

周辺のまちなみと調和し，まとまりのある形態・意匠，素材，色彩となるように配慮すること。

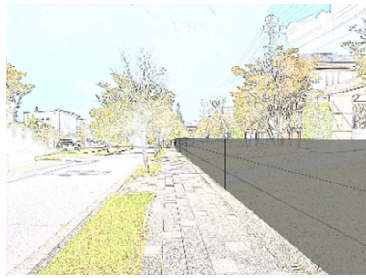


不揃いの屋根の形態・色彩の例



屋根の形態・色彩を揃え，生垣も連続性としたまとまりのあるまちなみのイメージ

公共の場から見える場所、特に道路など公共の場に接する場所は、できるだけ緑化に努めること。



道路沿いの擁壁やブロック積



道路よりゆとりのある空間を確保し、緑化している事例



道路沿いの建築物の外壁



壁面を遮蔽する緑化をしている事例



道路沿いの法面



高低差の大きい所は、法面を活用し、緑化している事例

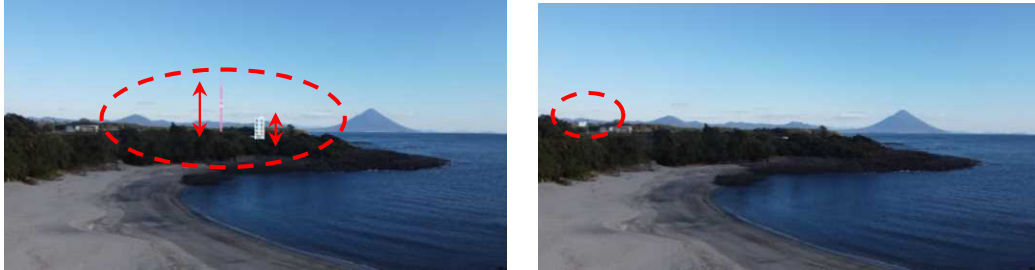
- 道路等公共の場に接する場所に、擁壁や柵、塀などを設置する場合は、できるだけ高さを抑制するとともに、素材や構造に配慮し、圧迫感のないように努めること。



透過性のある板塀等の設置

■ 配置・規模

南九州市の特徴的な景観である開聞岳や大野岳，武家屋敷庭園群の借景となっている母ヶ岳，麓川，万之瀬川，馬渡川等の河川，東シナ海に面する海岸線等の良好な景観を阻害しない配置や規模とすること。



良好な景観を阻害しない配置や規模の設定

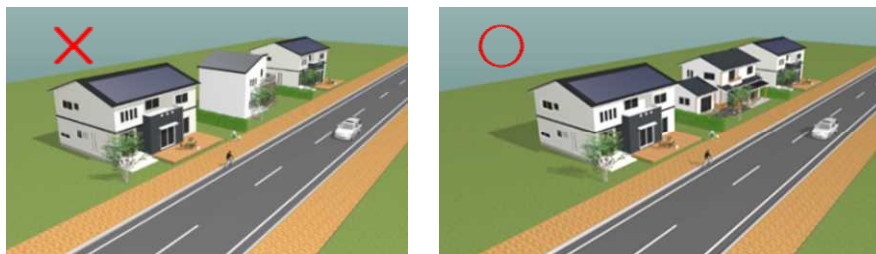
■ 高さ

建築物の高さは，稜線を切る高さや開聞岳等の良好な景観を呈する山を遮断しない高さ，周辺のまちなみから突出しない高さとなるように努めること。



■ 形態・意匠・素材(外観)

- 建築物の形態・意匠は，落ち着いてまとまりのある景観を形成することに努めること。
- 素材は，できるだけ自然素材を利用し，自然となじむ落ち着いた雰囲気とし，過度に光沢するものや反射する素材の使用を避けるように努めること。



木材等の自然となじむ素材・周囲の自然環境に調和する意匠

3-2-2 工作物

- ・鉄塔等の工作物は，眺望景観の妨げにならないような配置に努めること。
- ・電柱の配置は，眺望方向に対して妨げにならないように努めること。
- ・電柱の色彩は，周辺の環境と調和したものとするよう配慮すること。

3-2-3 太陽光発電施設

- ・尾根線上，丘陵地又は高台に設置する場合には，稜線を乱さず，土地形状に違和感を与えることのないよう配置するように努めること。
- ・景観上，主要な眺望点から視認できる場合には，分散配置し，人工物の存在感を軽減させる工夫に努めること。
- ・地域の良い景観資源（地域の歴史的・文化的景観資源，シンボルの樹木等）への近接を避けるよう努めること。

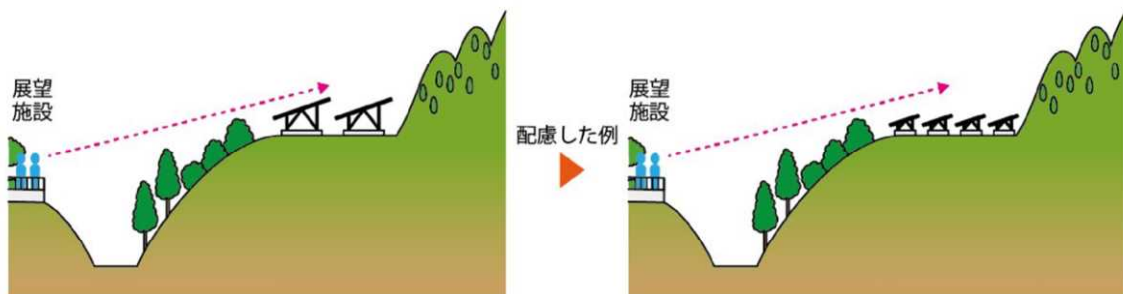


神社等の地域の歴史的・文化的景観資源への近接を避ける



眺望ポイントより良好な景観を保全するため，大規模な太陽光発電施設の設置は避ける。

《太陽光パネルの高さについて配慮した例》



3-2-4 風力発電施設

■ 目的

良好な景観の形成は、基礎的自治体である市町村が行うことが基本である。

しかしながら、風力発電施設は、景観上の影響が広域に及ぶことが予想されるため、景観の保全の観点から、市内の風力発電施設の建設に当たって事業者が遵守すべき基準や調整手順を示し、景観上の影響を未然に防ぐことを目的とする。

■ 対象

出力規模の合計が、1,000kw以上の風力発電施設



■ 基準

1 建設地の選定

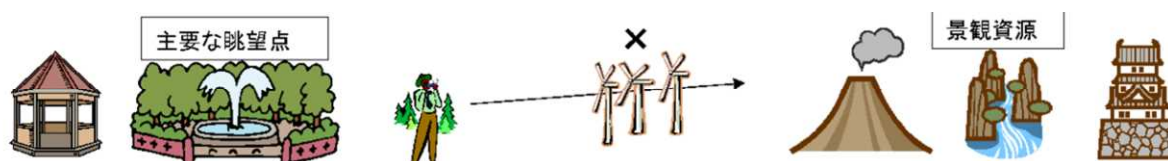
- ・地域の自然・歴史・文化的環境と調和した景観が保全されるよう配慮する。
- ・地域環境との調和が図れない地域（例：武家屋敷群の近く）に建設しないよう要請
- ・計画段階の早い時期又は説明会の開催を予定する日の1か月前までに、周辺の自治会長等へ事前説明を行い、地域住民への周知徹底を図るため、説明会を開催し、関係機関との調整を図ったうえで配置を決定すること。



2 景観上配慮すること

① 主要な眺望景観を阻害しない。

（主要な眺望景観とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する景観をいう。）

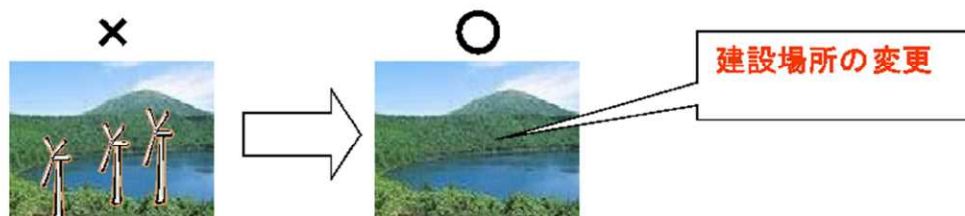


建設等を行う地域周辺に存在する不特定多数の者が利用する場所の内、風力発電施設を「望むことができる場所（広場、休憩所、展望台など）をいう。

山岳や湖沼等に代表される自然景観資源及び歴史的文化的価値のある人文景観資源（社寺、城址歴史的まちなみなど）をいう。

② 地域固有の景観を阻害しない。

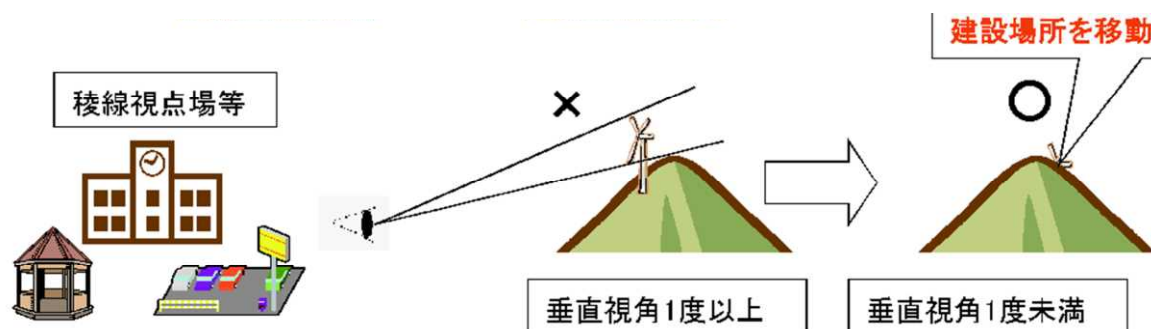
地域固有の景観とは、道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見される景観で、地域内外で一定の知名度を有する又は地域住民が特別な愛着を持っている、地域の代表的な景観をいう（山並みや海岸線など）。



③ その他、周囲の景観との調和が得られる。

(ア) 位置については、山の稜線を乱さないようにする。

（稜線視点場、集落及び主要な道路から風車を見た場合に垂直視角 1 度未満）



「稜線視点場」：広場、休憩所、展望台等

「集落」：学校、市役所、町村役場の支所が存在するなど、一定以上の人家の集積がある集落（同集落内の学校、役場等から見た場合）

「主要な道路」：高速道路、国道、主要地方道（同道路沿いの道の駅や眺望駐車場等から見た場合）

(イ) 色彩については、白又は薄い灰色

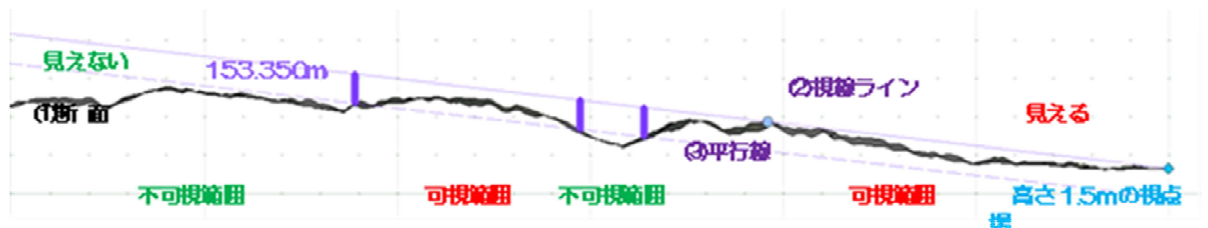
※①、②、③の調査の範囲

①、②、③の調査対象範囲は、風力発電施設の設置地点から、一定の距離の範囲内（風車規模に対し、垂直視角が 1 度以上となる視距離の範囲内）とする。

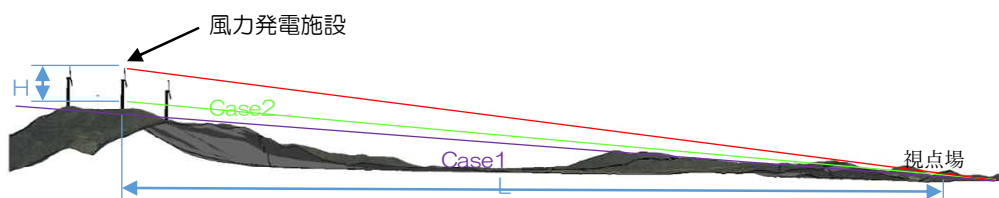
風車規模に対し、垂直視角（見込み角）が 1 度となる祖距離の例(単位m)

高さ	60	75	90	105	125	180
距離	3,400	4,300	5,200	6,000	7,200	10,300

- 風力発電施設の配置は、フォトモンタージュ等3D画像による視覚的資料を作成し、以下のような手法にて分析するものとする。
 - 1) 国土地理院の基盤地図情報 数値標高モデルを使用し、設定した視点場から眺望方向に断面図を作成する。
 - 2) 地表からおよそ 1.5m を視点の高さとし、視界での一番高い稜線を結ぶ視線ラインを作成する。
 - 3) 風力発電施設の高さを設定し、前項で作成した視線ラインから地表方向に平行線を描き、この平行線と地表が交わるところを風力発電施設の可視－不可視の境界点を決め分析する。



視点場からの断面図例



3 市町村景観計画との整合

- 景観計画が策定されている市町村においては、当該計画との整合性を図るものとする。
(出典：「鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン」より)

3-3 景観重要公共施設

■ 道路附帯施設

景観に配慮が必要な区間においては、防護柵・照明・標識柱・歩道橋その他の道路附帯施設について、「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」（国土交通省 平成29年10月）に準拠し、良好な景観の形成を図るものとする。

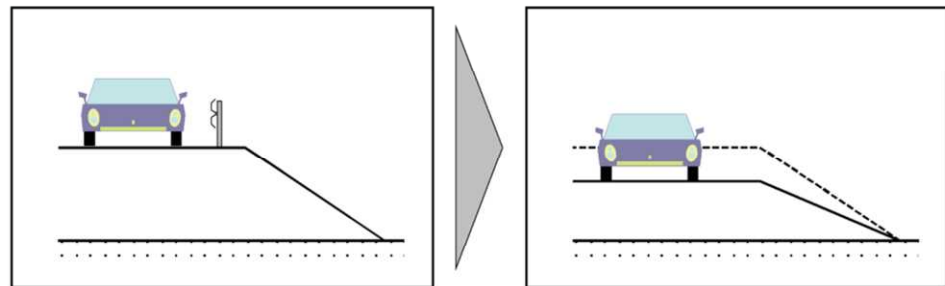
《ポイント》

- ・ 同一種類の道路附帯物等の形状・色彩を統一する。
- ・ 近接して設置される他の道路附帯物等との調和を図る。
- ・ 道路管理者間での調整により、連続する区間でデザインの調和を図る。

○ 防護柵



■ 防護柵がない方がすっきりとした印象となる



■ 道路の盛土区間等では、路側高さ（在来地盤から路面までの高さ）を極力抑え、法面の緩傾斜化を図ることにより、車両用防護柵を必要としない道路構造とすることが可能



■ビーム上面が連続して、すっきりとしている



■ビームの連続性が軽快な印象を与えている



■防護柵更新前の状況

※更新前の状況はCGによる再現



■防護柵更新後の状況

防護柵の透過性が高く、眺望に優れている



■透過性が高いガードケーブル

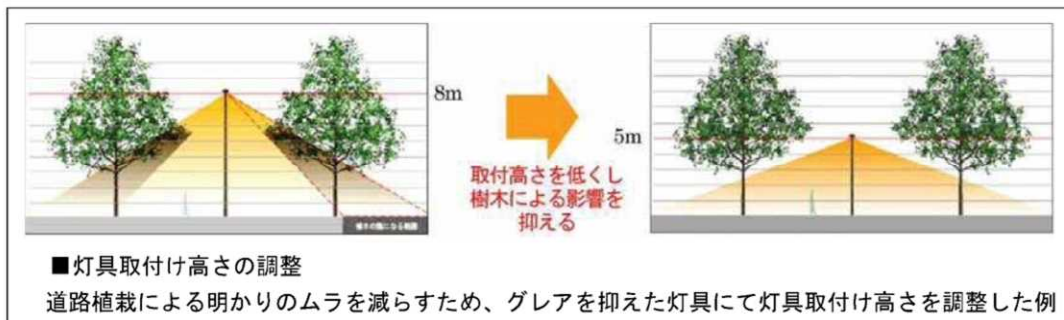


■透過性が高いガードパイプ

表 3.1.1 鋼製防護柵で基本とする色彩選定の考え方

形 式		塗装面が比較的小さい 防護柵	塗装面が比較的大きい 防護柵
		・ガードパイプ形式の車両用防護柵 ・パイプで構成された歩行者自転車用柵 等	・ガードレール形式の 車両用防護柵 等
地域特性			
共 通		地域の特性に応じた適切な色彩を選定することが基本であり、 下表以外により適切な色彩があれば、その色彩を採用する。	
市街地・郊外部		・ダークグレー ・ダークブラウン ・グレーベージュ	・グレーベージュ
自然・ 田園 地域	樹林地	・ダークグレー ・ダークブラウン	・グレーベージュ
	開放的で比較的明るい 色彩が基調な海岸部、田 園地帯	・ダークブラウン ・グレーベージュ	・グレーベージュ
歴史的建造物の周辺や歴史的街並 みが形成されている市街地		・ダークグレー ・ダークブラウン	ガードレールは× ※ガードパイプ形式（同左） を基本とする
<注記> ・周辺が比較的明るい色彩を基調としている地域等においては、オフグレーも候補色に加えて検討する。 ・塗装面が比較的大きいガードレール形式の車両用防護柵を自動車専用道路等に設置する場合には、「亜鉛めっき仕上げ」も含めて検討する。			

○照明灯



○舗装



第4章 眺望景観ポイントの整備，眺望景観保全ガイドライン

4-1 視点場の整備の必要性

景観は、視点と視対象の関係で成立しており、視点場は、視点の場という意味で視点まわりの空間のことを指します。

視点は、点であるため、少なくとも眺めるための場所（スペース）が必要です。

視点場の整備は、以下の観点からその整備が必要となります。

●人は自分が大切にされていると感じられる空間で眺めると眺めの評価が高くなる

安全であると思われる空間、さらには自分が大切にされていることが分かる空間は居心地がよく、景色を眺めると、その眺めの評価も高くなります。

眺める行為を促進させるためには、眺める場所を確保するだけでなく、そこを居心地の良い空間に整備する必要があります。

●見たいもののまわりで見えているものによって眺めの評価が変わる

人は、見たいものを眺めた時、視野の中にあるその他のものも一緒に見えています。

この一緒に見えているものの状況によって見たいものの評価が左右されます。見たいもののまわりが整然としている方がその評価は高くなります。

4-2 眺望景観ポイントの整備

眺望は、視点近傍の空間（眺望ポイント）の状態において、好風景が広がっていても、樹木や建物に邪魔され見えないことはよくあります。

逆に、視点近傍をうまくデザインすることによって、風景をより印象的に見せることもできます。見えているもの全てを景観のために操作することは不可能であっても、視点近傍の空間は、非常に操作性が高く眺望の質を左右します。

まずは、視点近傍の空間の整備を行うことが必要です。

整備にあたり、眺望ポイントは一体的なデザイン（整備）となるようにし、各項目について、配慮した上で整備（改善）することとします。

近傍の藪を払い、風景をより印象的に見せることが必要な眺望ポイント

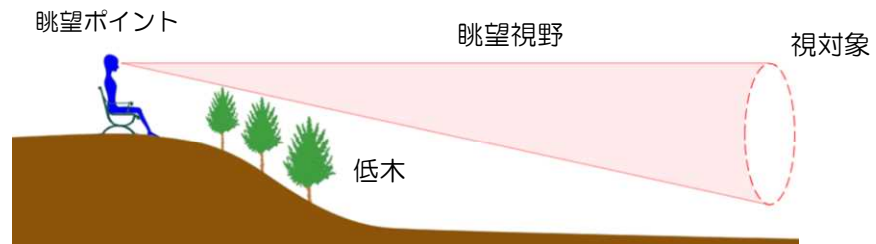


(1) 敷地

- ・敷地については、むやみに造成等を行わず、できるだけ現状を生かすものとする。
- ・敷地の造成等を行う場合には、周辺から目立たないように配慮する。

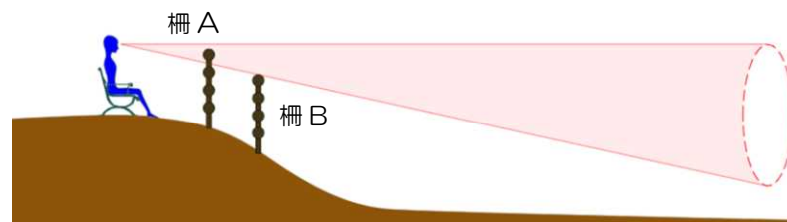
(2) 柵

- ・安全に配慮しながらも、敷地形状を活用し、緩やかな勾配とすることで柵はできるだけ設けないように工夫する。
- ・柵が必要な場合には、柵以外のものに代替できないかを検討する。

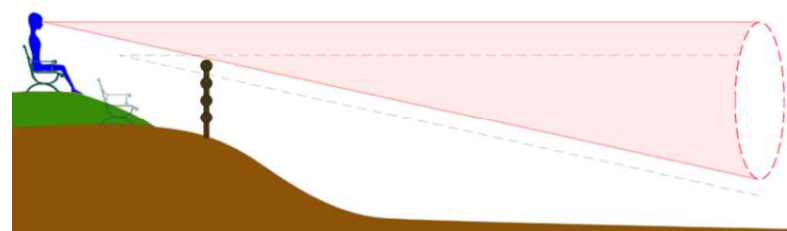


(例) 低木等の植栽での代替

- ・柵を設ける（改善する）場合は、眺望障害しないような位置（眺望ベンチに座った場合においても眺望を障害しない）に柵を設置または移設する。もしくは、柵が眺望障害しないような高さとなるよう眺望ベンチの位置を工夫する。



柵が眺望障害しないような高さとなるよう工夫



盛土して柵を視界から外す工夫

- ・上記のいずれも難しい場合には、全体的なバランスを考慮し、柵を設けるようにする。

※ 柵については、次の点に注意する。

- ・素材は周辺に調和したものとし、人が触れることに配慮する。
- ・透過性に優れたもの（部材の太さや数）とし、眺望を妨げないように配慮する。
- ・色彩については周辺に調和したものとし、視対象に影響がないものとし、同種、同色で連続させる。

(3) 眺望ベンチ

- ・眺望方向に向けて設置または移設し、座面高さは座りやすい高さとする。
- ・素材は、人が座ることから座り心地、質感に配慮し、極力自然素材とする。
- ・設置箇所、設置数は敷地の状況に合うように配慮し、周辺をゆったりと眺望を楽しめるようにする。
- ・色彩については、周辺と調和したものとする。
- ・複数設置する場合には、同種、同色のものとする。
- ・眺望ベンチを設けない場合には、眺望できる場所を確保するものとする。



周辺と調和した色彩の眺望ベンチ
(番所鼻公園)

(4) 眺望のための四阿

- ・設置または改築する場合には、設置位置に配慮する。最もきれいに見える箇所は、写真撮影の邪魔にならないよう配慮する。
※眺望のための四阿については、周辺に調和した素材、形態、意匠とする。
- ・設置または改築する場合には、四阿内から視対象がきれいに見えるようにする。

(5) 眺望説明看板

- ・設置または改築する場合には、大きさと数は最小限とする。
- ・眺望説明看板は、眺望を阻害しない位置や眺望視野を避けた高さにする。看板を見ながら眺望を確認したい場合には、斜めに倒して設ける（水平も可）等の工夫をする。
- ・周辺に調和した素材、形態、意匠とし、できるだけシンプルでわかりやすいものとする。
- ・眺望写真を看板内に掲示する場合は、大きさをできるだけ小さくする。



(6) 駐車場

- ・ 駐車場は、舗装の是非を検討する。基本的に、利用者数が多くなり、整備が必要になった場合は、原則として舗装等を行うこととする。使用する舗装材については、周辺と調和するように配慮する。
- ・ 駐車場と眺望ポイントの位置関係により、次のことを配慮する。

駐車場と眺望ポイントが一体となっている場合

- ・ 自然の地形を利用して、明確に分離できるようにし、駐車場より眺望ポイントの地盤を高くして分離する。
- ・ 車止め、縁石等で分離する。

※ 舗装材、施設案内図、誘導看板等の人工物を設ける場合には、周辺と調和した素材、形態、意匠とする。

(7) 眺望ポイントを示す名称看板

- ・ 観光案内パンフレットやホームページ等の媒体を用いて眺望ポイントを広く周知し、眺望する場所を特定できない場合には看板の設置を検討する。
- ・ 来訪者からわかりやすい位置に設置し、眺望ポイント内では眺望視野を阻害しないよう注意する。
- ・ 眺望説明看板以外の必要な看板と集合化させる。
- ・ 内容はできるだけピクトグラムを用い、シンプルなものとする。

(8) 眺望ポイントまで誘導する看板・施設案内図

- ・ 容易に眺望ポイントが分かる場合には設けない、または撤去する。
- ・ 看板を設ける（改善する）場合には、来訪者からわかりやすい位置に設置または改築すること。また、施設案内図には眺望ポイントとわかるよう明記する。
- ・ 眺望解説看板以外の必要看板と集合化させるようにする。
- ・ 内容はできるだけピクトグラムを用い、シンプルなものとする。



看板・施設案内図は、周辺に調和した素材、形態、意匠とし、設置位置と数は十分に気をつける。

(9) その他の看板

- ・設置または設置されている看板の必要性の検討を行い、敷地全体のバランスを考慮した上で、同一内容の看板は必要最低数とする。
 - ・検討の結果、必要だと判断される看板については、眺望視野を避けて設置または移設)する。
 - ・看板はピクトグラムを用いる等できるだけシンプルなものとし、眺望説明看板以外の必要な看板と集合化する。
- ※ その他看板は、周辺に調和した素材、形態、意匠とし、設置位置と数は十分に気をつける。

(10) 休憩のためのベンチや四阿、トイレ

- ・必要と判断される施設等は眺望視野内に設けず（移設）、周辺に調和した素材、形態、意匠等とする。
- ・眺望する人の立場に立って、眺望が美しく見えるように工夫し、眺望時の快適性を配慮し、利用しやすさ等を考えて整備または改築する。

(11) 照明設備

- ・夜景が美しい箇所については、安全に眺望できるように、必要に応じて照明設備を設ける。設置する場合は、周辺の環境や土地利用状況に配慮するとともに、明るさや照明色、照度範囲について夜景の眺望の阻害とならないように十分注意する。

(12) 管理銘板

- ・整備または改築された施設には、管理の所在・施設管理者名・施工年等、管理銘板を設置する。銘板は目立たない形態意匠、設置箇所とする。

4-3 眺望景観ポイントの維持管理

公共眺望ポイントは日頃の適切な維持管理を行い、次のような事例が生じないように留意することとする。

(1) 植栽管理

- ・樹木による眺望阻害を起こしている場合は、必要な範囲の伐採や枝打ち等を行うものとする。



伐採や枝打ち等が必要な眺望ポイント

(2) 安全管理

- ・転落防止柵や車止めが破損している場合は、早急に補修等を行うものとする。
- ・展望台等の構造劣化が進んでいる場合は、劣化診断の上、早急に補修等を行うものとする。



腐朽している転落防止柵

(3) 施設管理

- ・ベンチ・外柵・階段・四阿等の劣化が進んでいる場合は、劣化診断の上、早急に補修等を行うものとする。



破損しているベンチ



腐朽している外柵や階段



老朽化した四阿

第5章 植栽による景観形成

5-1 街路樹植栽

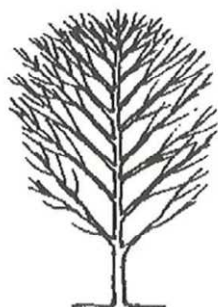
(1) 歩道植栽帯

歩道植栽帯の高中木、低木・地被類においては、適切な植栽管理を行い、良好な景観の形成を図るものとする。

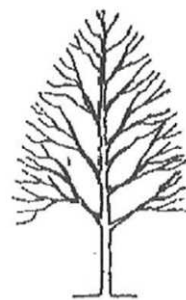
○ 高中木の植栽管理

樹形が崩れている樹木は、樹木の特性を考慮し、整枝剪定を行い、樹形を整えるものとする。具体的には、各特性に応じ、以下のような事項に配慮する。

- ・イヌマキ等の仕立物の樹木は、徒長枝や枯枝を除去し、樹形を整える。
- ・ヤシ類は、枯枝を除去し、極端な枝葉の剪定は行わないものとする。
- ・サクラ類・モミジ等の落葉樹は、病虫害の枝葉や枯枝の除去を行い、自然樹形を保つものとする。



円錐形樹形のケーススタディ(剪定前)
無意識に剪定していると上方枝の枝葉密度が高くなり、不安定で貧相な樹形となる



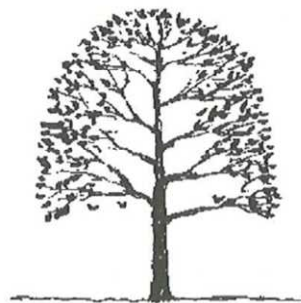
円錐形樹形のケーススタディ(剪定後)
上方枝を軽くし、中間枝から下方枝を重厚にすることによってイチョウの樹形が際立ち、風格のある樹形となる

(出典「公園・緑地の維持管理と積算」一財 経済調査会)

- ・クスノキ・クロガネモチ・ヤマモモ等の常緑樹は、通風・採光をよくするため、徒長枝や密生した枝等を除去し、極端な切り詰め、切り返し、枝透かしは行わないものとする。



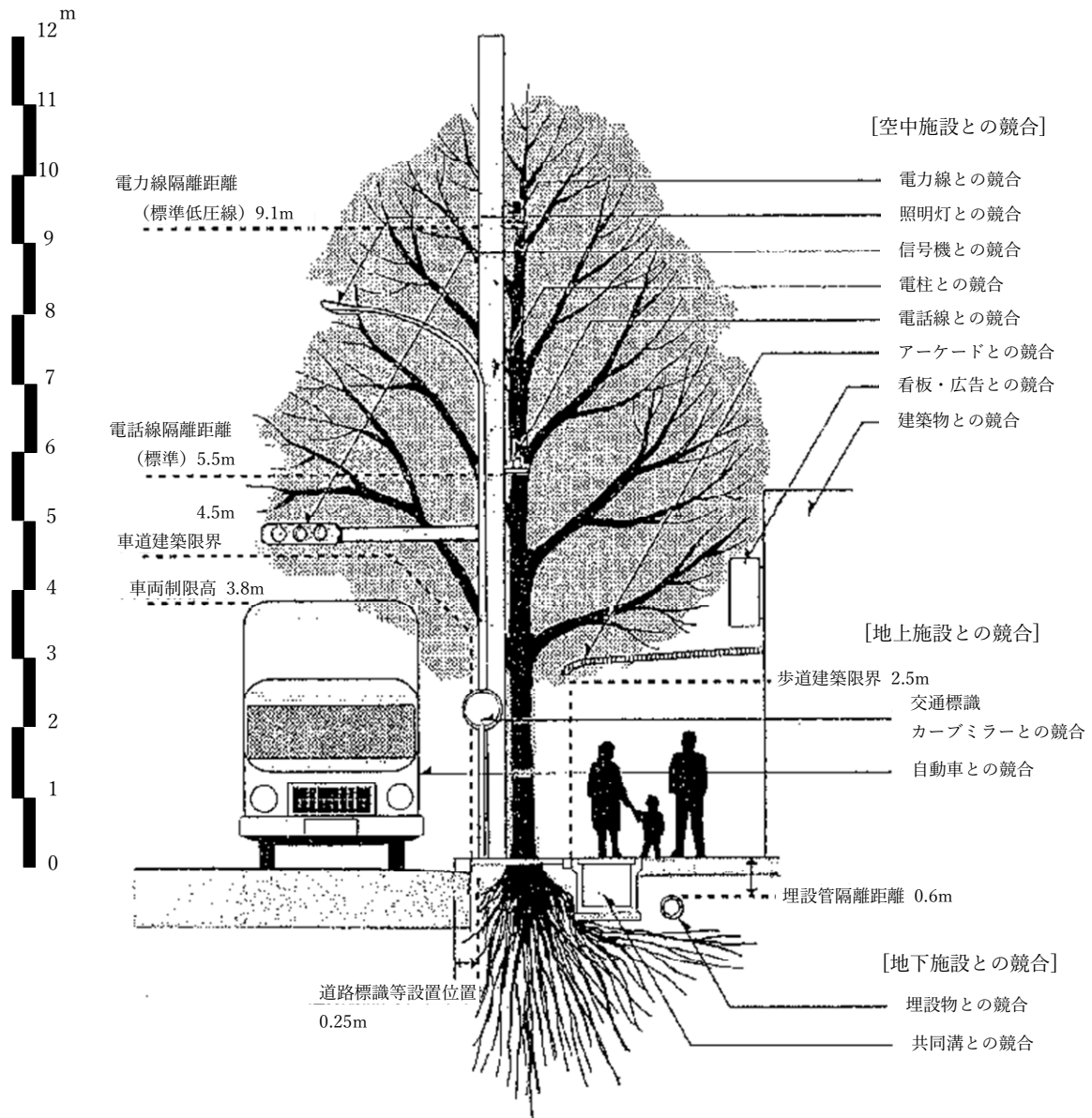
常緑樹のケーススタディ(剪定前)



常緑樹のケーススタディ(剪定後)

(出典「公園・緑地の維持管理と積算」一財 経済調査会)

- ・整枝剪定に当たっては、街路樹が生育する上での制約条件を考慮し、支障のないよう整枝剪定するものとする。



街路樹が生育する上での制約条件

(出典：「大型街路樹の維持管理手法に関する共同研究報告書（第2分冊）街路樹剪定の手引き」
(平成11年旧建設省土木研究所環境部緑化生態研究室・旧社団法人日本造園建設業協会)

(2) 歩道植栽の配置

歩道植栽は、上記の歩道建築限界 2.5mを遵守し、電線等の支障物に配慮して植栽することが必要である。

樹種により生長に相違はあるものの、根の伸長及び葉張等に配慮し、車道より約 1.5～2.0m以上離れた配置が望ましいものと考えられる。

■ 植栽位置の検討

車道沿いや民有地の境界沿いにおける植栽は、枝葉の生長に伴い、植栽の維持管理が必要になるため、良好な樹形を確保する上で、境界からの植栽の配置を考慮する必要がある。

植栽の配置は、植栽時の根鉢径を考慮し、検討するものとする。

○根鉢の寸法の計算例

・根鉢径 $W = A + (N - 3) \times d$

A = 定数 24 N : 根元径 d : 常緑樹 = 4 落葉樹 = 5

主要な樹種の根鉢径と配置位置

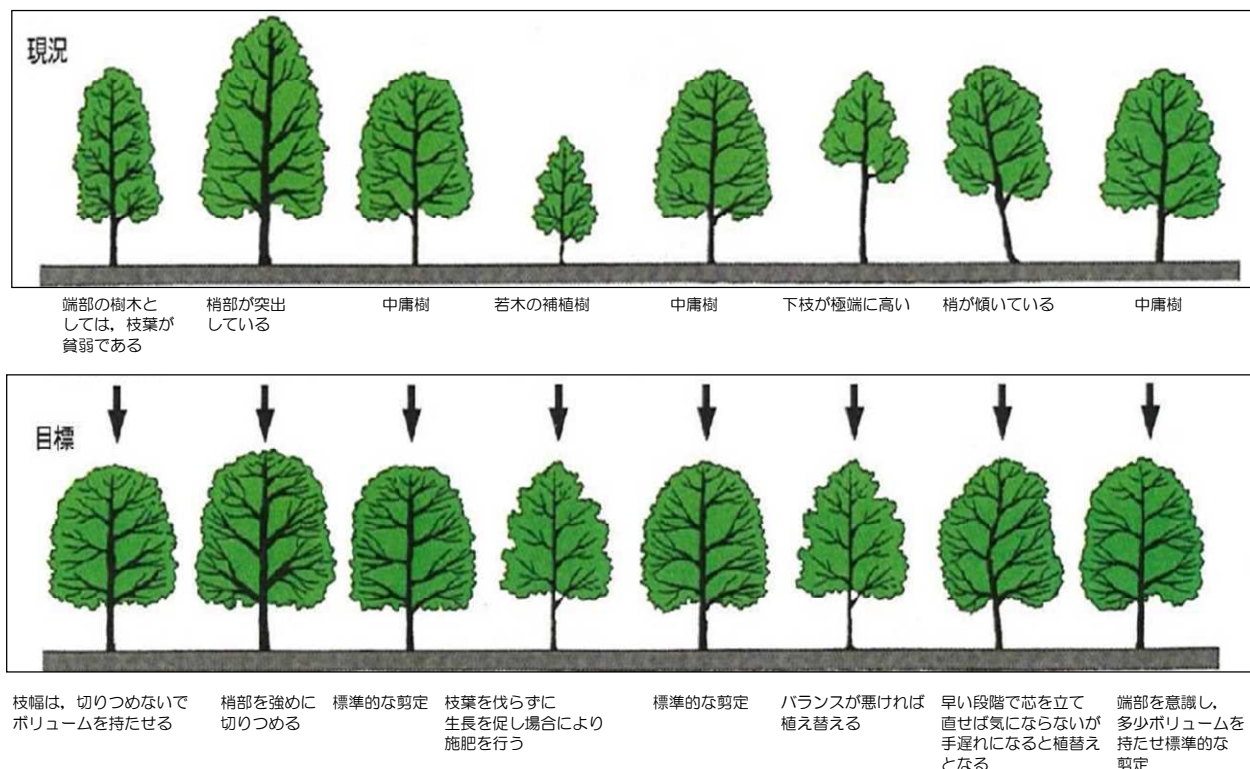
(単位 : cm)

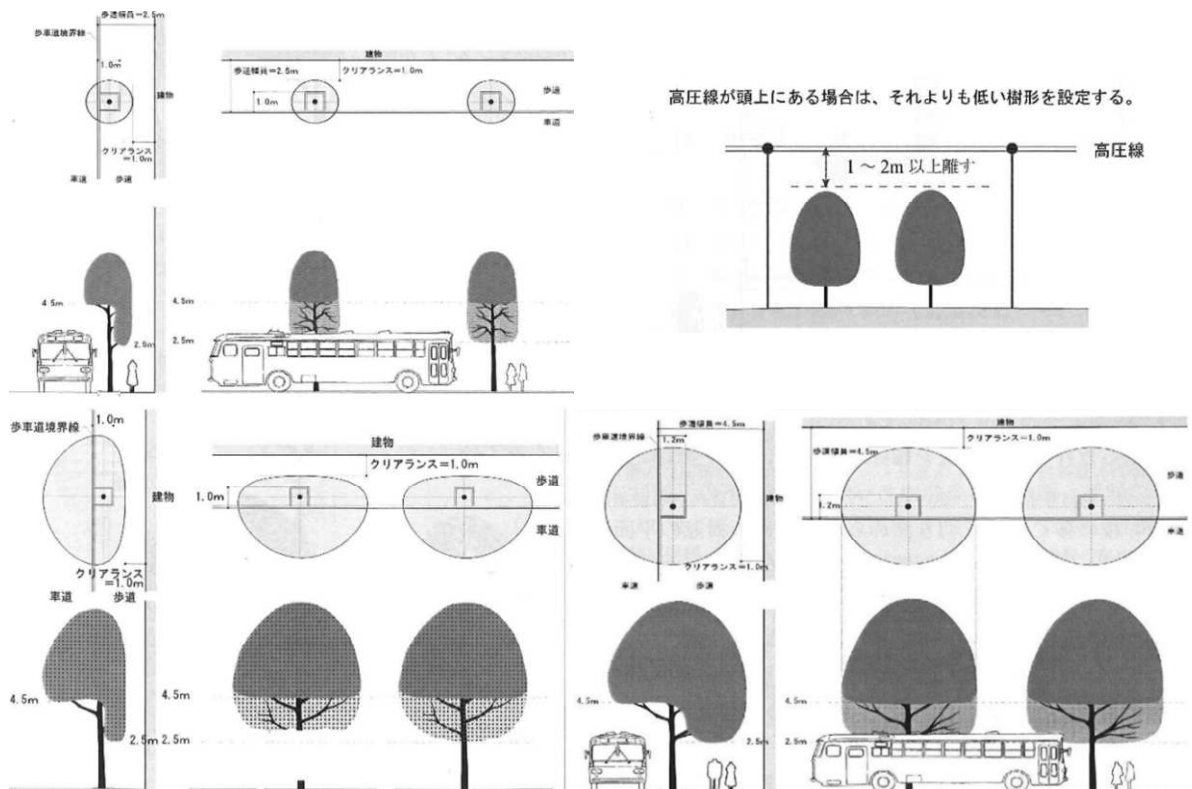
樹種	根元径	幹周	根鉢径 W	植穴余裕 D	幹までの距離 ($W + 2 \times D$) / 2
サクラ	50	157	259	30	約 160
イチョウ	60	188	309	50	約 200
クスノキ	60	188	309	50	約 200
ケヤキ	50	157	259	30	約 160

※植穴余裕は想定（出典：「造園修景積算の手引き」建設物価調査会）

(3) 歩道植栽の目標

歩道の植栽は、将来的に樹形を整えた剪定・整枝を行い、良好な街路景観を形成するものとする。





(出典「街路樹剪定ハンドブックー美しい街路樹づくりに向けてー」令和元年11月

(一社) 日本造園建設業協会

- ・縁石・舗装部の根上がりを起こしている樹木や架線・排水施設・給水管等埋設管に支障を与えている樹木については、撤去や移植、小さな樹木への更新等を検討するものとする。
- ・腐朽した支柱は、除去又は更新するものとする。

○低木・地被類の植栽管理

- ・低木・地被類の植栽管理は、枯損木の除去、雑草の除去、徒長枝の剪定等を行い、原則として刈り込み仕立てとし、高中木と一体化した景観形成を図るものとする。
- ・雑草の繁茂を抑制するため、植栽面の防草シート等の活用を図り、色彩も周辺と調和した素材を使用するものとする。
- ・舗装面や芝生面への伸長した枝葉は、人や車の通行に支障のないよう除去するものとする。
- ・密集した低木・地被類は、必要に応じて更新を図るものとする。
- ・道路の曲がり角や交差点部の植栽帯は、車の視距を妨げない高さとなるよう剪定するものとする。

4) 路傍植樹帯

- ・路傍植樹帯は、眺望景観や周辺の自然景観を阻害しないものとする。
- ・山林の植樹帯は、周辺の山林の景観と調和したものとし、郷土種を中心とした樹種とし、四季の雰囲気を感じられるものとする。
- ・茶畑や水田等の田園の植樹帯は、耕作地に日陰とならないよう配植と樹種に配慮し、田園景観を引き立たせるものとする。
- ・海岸線においては、風光明媚な海浜景観を阻害しないものとする。

5-2 遮蔽植栽

1) 住宅地の植栽

- ・住宅地の遮蔽植栽は、圧迫感のある建築物の外壁や室外機・給湯施設等の屋外設備を遮蔽するため、その配置・樹種に配慮するものとする。
- ・庭等と一体化し、四季折々の風情を醸し出し、道路の景観の向上に資する植栽に努めるものとする。
- ・通過交通や歩道利用者の通行に配慮するとともに、植栽の維持管理に努めるものとする。



住宅地の庭と芝生が一体化し、
ゆとりのあるまちなみ景観を形成



住宅地の擁壁を遮蔽した植栽
(イメージ写真：鹿児島市伊敷ニュータウン)

2) 倉庫・工場・産廃場等の植栽

- ・倉庫、工場、産廃場等の遮蔽植栽は、圧迫感のある建築物の外壁や室外機・給湯施設等の屋外設備を遮蔽するため、その配置・樹種に配慮するものとする。
- ・遮蔽植栽は、目線の高さ（約 1.5m）以上とし、極力視界に倉庫・工場の建築物や産廃場の堆積物等が見えないものとする。
- ・周辺の自然景観との調和やまちなみ景観の向上を図るため、植栽後の維持管理に努めるものとする。



5-3 景観木

1) 眺望ポイントの景観木

- ・眺望ポイントの景観木は、眺望景観を妨げないものとする。
- ・景観木は、さらに眺望効果を高めるため、その枝葉の整枝剪定には十分配慮するものとする。
- ・景観木は、周辺の植生と調和したものとする。

2) 商店街の景観木

- ・商店街の景観木は、街の活性化や景観の向上に資する植栽とする。
- ・景観木周辺は、木陰を活用した商店街のやすらぎの場となるよう配慮するとともに、看板類等景観木を阻害するようなものは極力設置しないものとする。



商店、歩道、記念館と一体化した景観木のイメージ（長野県小布施町）

3) その他の景観木

- ・ 歴史的・文化的建造物の周辺の景観木は、その建造物に支障のない配置とする。
- ・ 地域の活性化に寄与する景観資源の周辺は、修景的な景観木の植栽に配慮する。



路地の植栽イメージ（長野県小布施町）

4) シンボルツリー

シンボルツリーは、その場所や、地域の象徴（シンボル）となる樹木です。

例えば、知覧地域の武家屋敷入口にあるイチョウのように、由縁や歴史を持ち、地域と共に生きてきた樹木がありますが、それぞれの地域で守られてきた樹木は、風土や文化を反映した景観の中心となっています。これらの樹木を守り、地域の景観を維持するようにしていきましょう。

また、新しく住宅が建ちつつある地域や、今までシンボルツリーがなかった地域でも、景観を自分たちで創っていくという意味を込めて、これから樹木を育てるということも考えられます。地域の景観の中心となる、もしくはなしてほしいという場所に植樹をして、シンボルツリーをつくりあげることです。その樹木が地域の人々と一緒に育つことで、歴史や意味を持つようになり、時間が経てば立派なシンボルツリーとなります。これは、地域に対する愛着や誇りを醸成することにつながります。

地域の景観を維持するだけでなく、景観を育てる観点からも、シンボルツリーについて考えることが必要です。



植樹の様子



伝建地区のイチョウ

第6章 石橋の保全による景観形成

石橋は、地域の歴史・文化的な景観資源であり、その構造や先人の往時の利用をしのぶ貴重な資源です。

南九州市内には、主要な石橋が28か所現存していますが、その形状や架橋年、劣化の状況は十分に把握されていません。

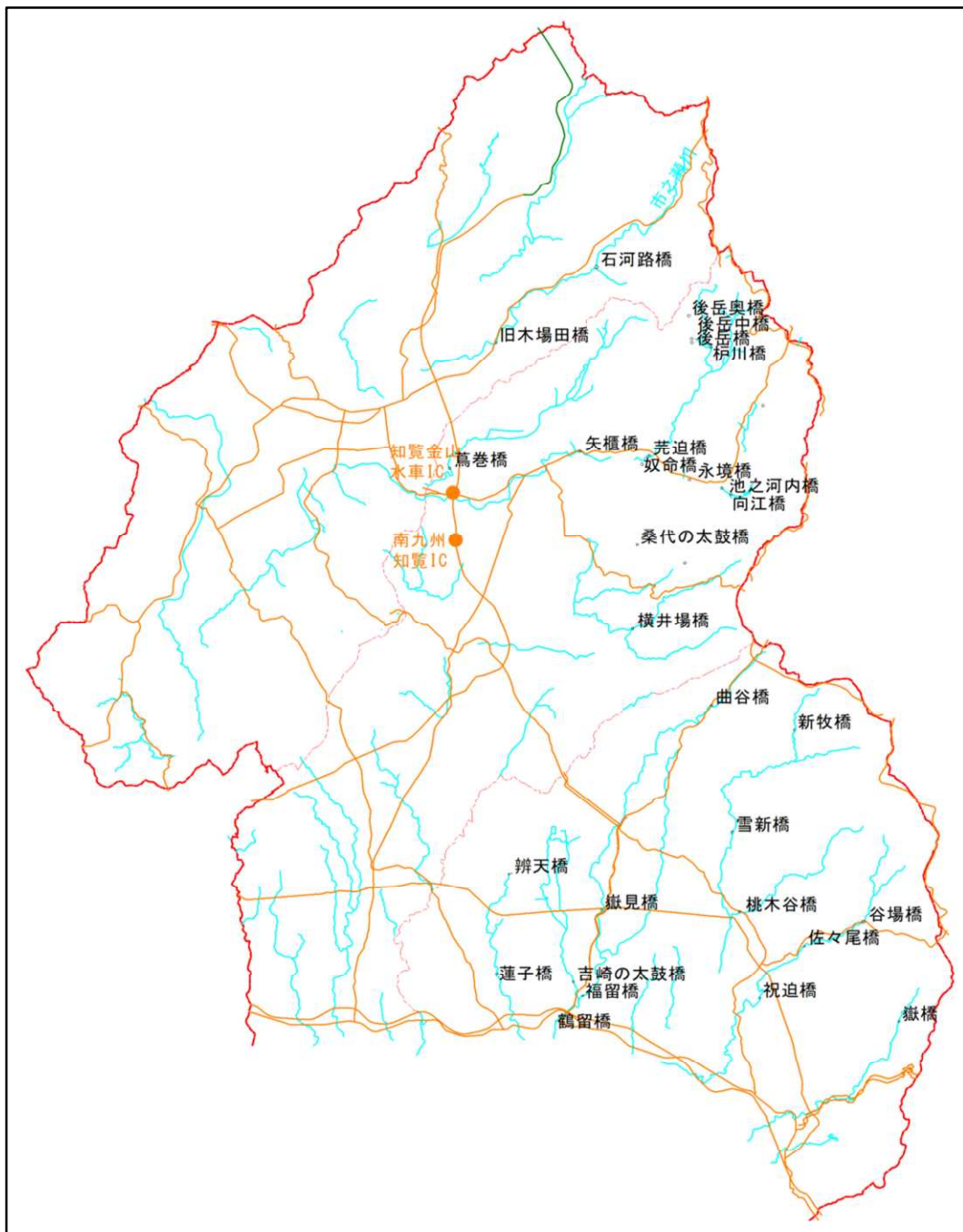
今後、重要な景観資源である石橋の調査を実施し、その形状や健全性の診断を行い、変状への対応策や維持管理の方法、長期的な保全を図るための定期的な点検記録の実施等、その保全に向けた取り組みが必要です。

1) 主要な石橋

番号	橋梁名	架橋位置	水系名	架橋年	摘要
1	曲谷橋	穎娃町 上別府	石垣川	—	
2	新牧橋	穎娃町 上別府 下村	新牧川	—	
3	弁天橋	穎娃町 別府 松永	水成川	—	
4	雪新橋	穎娃町 上別府	馬渡川	—	
5	嶽見橋	穎娃町 上別府 飯伏	石垣川	—	
6	桃木谷橋	穎娃町 牧之内	馬渡川	—	
7	谷場橋	穎娃町 牧之内一夜込	高取川	—	
8	佐々尾橋	穎娃町 牧之内一夜込	高取川	—	市資料
9	蓮子橋	穎娃町 別府 キカイ込	水成川	—	
10	吉崎の太鼓橋	穎娃町 別府	石垣川	—	
11	福留橋	穎娃町 別府 福留	石垣川	—	
12	祝迫橋	穎娃町 牧之内 堀川	高取川	—	
13	嶽橋	穎娃町 梶山	集川	—	
14	矢櫃橋	知覧町 郡（上郡）	万之瀬川	1821	
15	永境橋	知覧町 郡（桑代）	万之瀬川	—	
16	戸川橋	知覧町 郡（後岳）	万之瀬川	1826	
17	横井場橋	知覧町 （横井馬場）	万之瀬川	1918	
18	原之角第二橋	知覧町 郡（手蓑）	万之瀬川	1825	
19	池之河内橋	知覧町 郡（池之河内）	万之瀬川	—	
20	向江橋	知覧町 郡（池之河内）	万之瀬川	1897	
21	芋迫橋	知覧町 郡（小田代）	万之瀬川	1824	
22	奴命橋	知覧町 郡（小田代）	万之瀬川	1823	
23	後岳橋	知覧町 郡（後岳）	万之瀬川	1828	市資料
24	後岳中橋	知覧町 郡（後岳）	万之瀬川	1829	”
25	後岳奥橋	知覧町 郡（後岳）	万之瀬川	1830	”
26	石河路橋	川辺町 野崎	万之瀬川	1905	
27	旧木場田橋	川辺町 清水	万之瀬川	1905	
28	葛巻橋	川辺町	万之瀬川	1923	市資料

（出典：鹿児島県石橋記念館，南九州市資料より編さん）

2) 石橋の位置

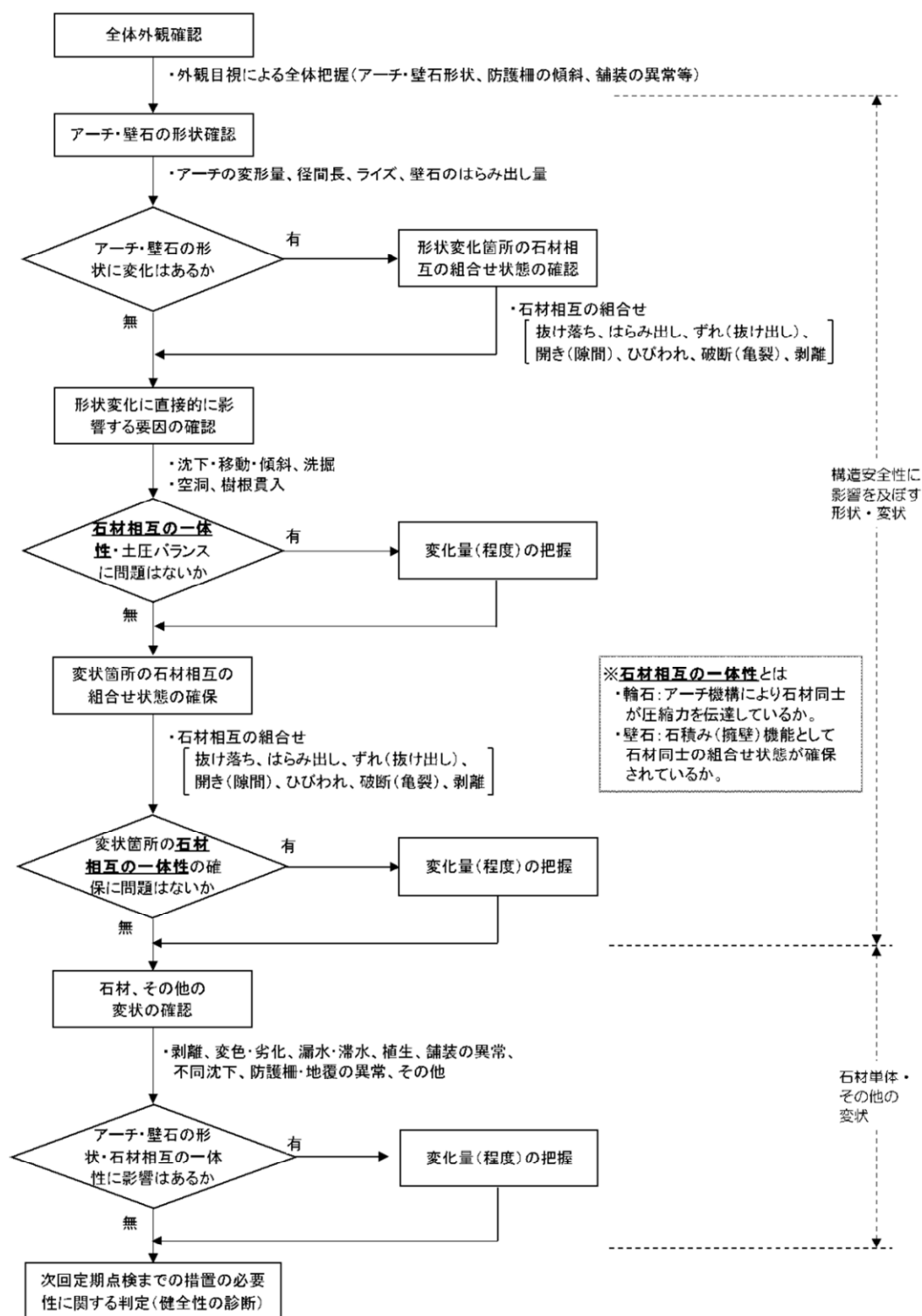


石橋位置図

3) 石橋の調査

石橋の変状調査は、定期点検を実施し、基本的に全ての部材について、次回の定期点検までの措置の必要性の検討を行い、将来の維持管理に有益となるように、把握した状態の記録を残すものとする。

4) 石橋の調査フロー



（出典：道路橋石橋の定期点検に関する参考資料 道路橋石橋維持管理検討委員会）

5) 石橋の健全性の診断

健全性の診断にあたっては、次のような点に注意する。

(1) 健全性の診断の留意点

- ・部材単位での健全性の診断を行う場合の参考となるよう、典型的な変状例に対して、判定にあたっての考慮すべき事項の例示。
- ・定量的に判断することは困難であるため、定期点検においては、石造アーチ橋の条件（構造、架橋、活荷重等）を考慮して適切な区分の判定が必要。

1) 道路橋毎・部材単位毎の健全性の診断

- ・当該部材の変状が道路橋の構造安全性に与える影響
- ・混在する変状（ひびわれと開き等）との関係性
- ・想定される原因（必ずしも一つに限定する必要はない）
- ・今後の変状の進行、変状の進行が橋の構造安全性や経年変化に与える影響度合い

等

※同じ部材の異なる種類の変状や他の部材の変状との組み合わせによっては、着目する部材や変状が道路橋に与える影響度の評価が変わることもある。

2) 判定区分

- ・石造アーチ橋に用いられる石材自体の劣化は一般的に想定し難い。
- ・判定区分Ⅱは、安全性の観点からは次回点検までの措置の必要性は想定されず、予防保全の観点から次回定期点検までに措置を講ずることが望ましい状態である。
- ・アーチ形状や石材同士の圧縮力を伝達する荷重経路の変化がある場合は突発的な安定の喪失も想定する必要あり。
- ・アーチ形状の変化や石材のゆるみは判定区分Ⅱになることは少なく、判定区分Ⅰ又はⅢになることが多い。
- ・判定区分ⅢとするかⅣとするかについて判断に迷う場合には、安全を優先して、各種詳細調査よりも先に緊急に必要な措置をとることが必要な場合もある。

3) 経年変化

- ・水衝部における石材の沈下による基礎及びアーチ形状の不安定化、石材同士のゆるみやこれに伴う基礎地盤の細粒分等の流出、吸出しによる中詰めの不安定化の懸念。
- ・基礎周辺地盤の洗掘や石材のゆるみ、局所的な細流分の流出等が疑われる変状がある場合、次回点検までに安全性の観点から対策を行う必要性に注意して診断。
- ・このような変状がなく、石材への衝突痕の発生や摩耗等がある場合は、出水の際に洗掘被害のリスクがあることにも注意して診断。
- ・軽微な損傷も次回点検までに予防的な措置を採ることが望ましい場合も考慮して診断。

4) その他

- ・適切な診断のためには、変状の原因やメカニズムに照らして変状の進行がアーチ機構に与える影響などを考慮して診断。

6) 石橋の調査記録

■確認すべき形状・変状の種類

形状・変状の種類	形状・変状の特徴	構造安全性に影響を及ぼす形状・変状			石材単体・その他の変状
		形状確認	変状の要因	石材相互の一体性	
アーチの形状	アーチ形状に変化が生じている状態	○			
壁石の形状	壁石形状に変化が生じている状態	○			
沈下・移動・傾斜	橋台・橋脚の基礎が沈下や移動や傾斜している状態		○		
洗掘	橋台・橋脚の基礎付近が洗掘している状態		○		
空洞	中詰材が流出して空洞となっている状態		○		
樹根貫入	石材間に樹根が貫入している状態		○		
抜け落ち	石材が抜け落ちている状態、石材が崩落している状態			○	
はらみ出し	石材相互で形成される面にはらみが見られる状態 石材の面の通りの変状が見られる状態			○	
ずれ(抜け出し)	石材間にずれが発生している状態			○	
開き(隙間)	石材間が開いている状態			○	
ひびわれ	石材の表面にひびわれが見られる状態			○	○
破断(亀裂)	石材のひびわれが割れて貫通している状態			○	○
剥離	石材の一部が崩落・欠損している状態			○	○
変色・劣化	石材の変色など部材本来の色が変化する状態				○
漏水・滞水	雨水等が石材内部から漏出、滞留している状態				○
植生	石材間に植生が繁茂している状態				○
舗装の異常	舗装にひびわれ等が生じている状態				○
不同沈下(段差)	背面土砂が抜け出しや地耐力の差により沈下している状態				○
防護柵・地覆の異常	防護柵・地覆に異常が生じている状態				○
その他	上記以外の変状				○

○: 確認すべき形状・変状

(出典: 同上)

① 定期点検記録様式の例

付録4. 定期点検記録様式の例

記録様式(その1)

橋梁名・所在地・管理者名等		路線名	所在地	起点側	緯度 経度	〇° ×' △"	橋梁ID
〇〇橋 (フリガナ) マルマルハシ		市道〇〇号	〇〇県〇〇市〇〇地先			□° ▽' ◎"	
管理者名	定期点検実施年月日	路下条件	代替路の有無	自専道or一般道	緊急輸送道路	占有物件(名称)	
〇〇県〇〇振興局〇〇土木事務所	2021.3.〇	河川	無	一般道	その他	水道管	
部材単位の診断(各部材毎に最も悪い健全性の診断結果を記入)						定期点検者 (株)〇〇〇〇 □□ □□	
定期点検時に記録							
部材名	判定区分 (Ⅰ～Ⅳ)	変状の種類 (Ⅱ以上の場合に 記載)	備考(写真番号、 位置等が分かる ように記載)	応急措置後に記録			
上部構造	輪石	○	ひびわれ	写真1, 2			
	壁石	○	剥離	写真3			
	中詰	○					
下部構造	橋台・橋脚・基礎	○	抜け落ち	写真4			
	路上	○					
その他	○						
道路橋毎の健全性の診断(判定区分Ⅰ～Ⅳ)							
定期点検時に記録							
(判定区分)	(所見等)						
○	(適切に記載する)						
全景写真(起点側、終点側を記載すること)							
架設年次	橋長	幅員	<側面>  起点 <桁下面>  起点 上流側 下流側				
〇〇〇〇年	〇〇.〇m	〇.〇m					
橋梁形式							
石造アーチ橋(1径間)							
■文化財の指定 (県指定)							

※架設年次が不明の場合は「不明」、文化財の指定が無い場合は「無」と記入する。

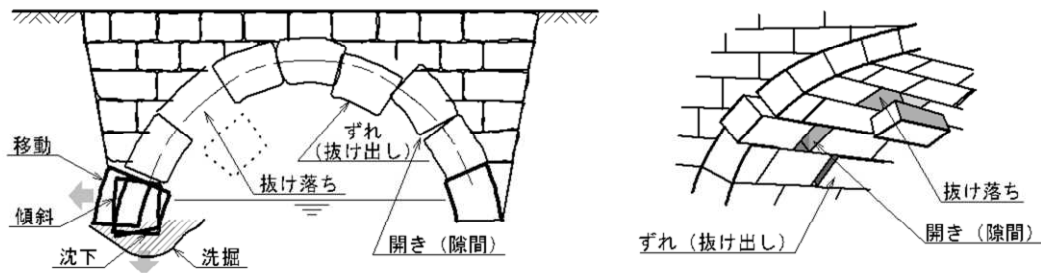
② 損傷写真及び判定結果の例

記録様式(その2)

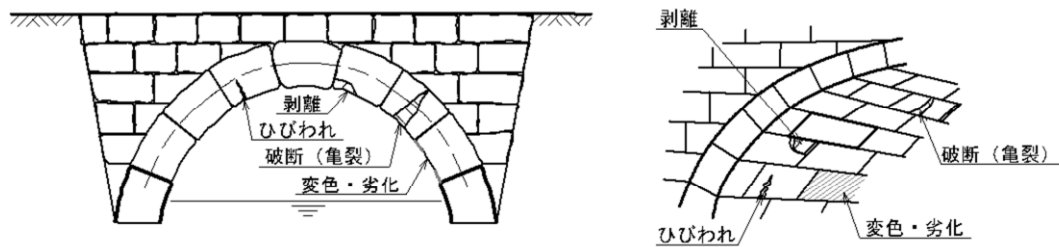
○部材単位の判定区分がⅡ、Ⅲ又はⅣの場合には、直接関連する不具合の写真を記載のこと。
○写真は、不具合の程度が分かるように添付すること。

輪石【判定区分: ○】		壁石【判定区分: ○】	
写真1		写真2	
壁石【判定区分: ○】		基礎部【判定区分: ○】	
写真3		写真4	

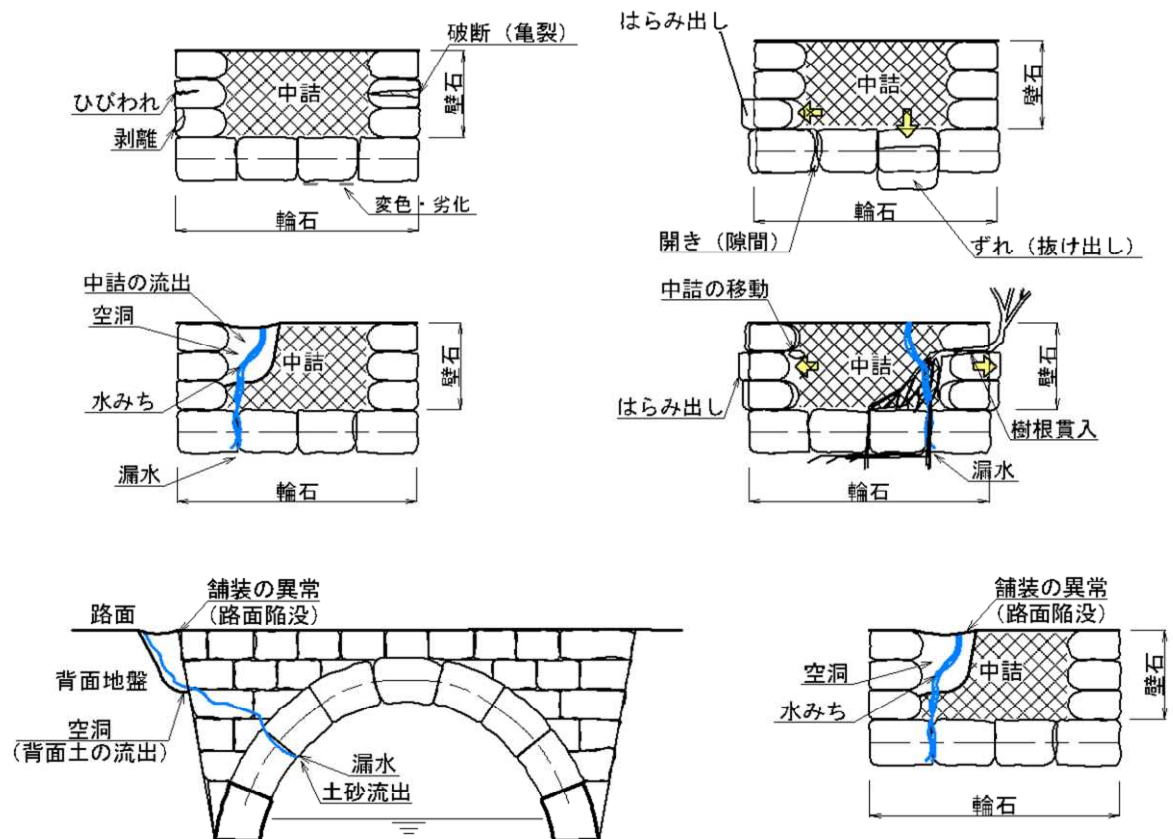
(出典：同上)



構造安全性に影響を及ぼす変状事例



石橋単体の変状事例



舗装・背面地盤の変状事例

(出典：同上)

引用文献

第1章 ガイドラインの概要

「風景のとらえ方・つくり方」—九州実践編—風景デザイン研究会 2008年11月

第3章 各施設等に関する景観形成ガイドライン

「鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン」【Q&A】

平成27年12月 鹿児島県企画部エネルギー政策課

「景観に配慮した道路付属物等ガイドライン」平成29年10月

国土交通省 道路のデザインに関する検討委員会

第4章 眺望景観ポイントの整備，眺望景観保全ガイドライン

「公共眺望ポイント整備ガイドライン」 山梨県 県土整備部 美しい県土づくり推進室

制定 平成26年4月1日

第5章 植栽による景観形成

改訂5版「公園・緑地の維持管理と積算」一般財団法人 経済調査会 平成28年12月

「大型街路樹の維持管理手法に関する共同研究報告書」（第2分冊）街路樹剪定の手引き

平成11年旧建設省土木研究所環境部緑化生態研究室・旧社団法人日本造園建設業協会

「造園修景積算の手引き」一般財団法人 建設物価調査会 平成31年3月

「街路樹剪定ハンドブッカー美しい街路樹づくりに向けて」令和元年11月

（一般社団法人 日本造園建設業協会）

第6章 石橋の保全による景観形成

「鹿児島県石橋記念館，南九州市資料」ホームページより編さん

「道路橋石橋の定期点検に関する参考資料（中間報告）」【石造アーチ橋】

道路橋石橋維持管理検討委員会

第1号様式（第3条関係）

(表)

申請日で記入してください

令和4年 6月 1日

南九州市長 様

届出者 住 所 南九州市知覧町郡6204番地
氏 名 南九州 市郎
電話番号 0993-83-〇〇▲×

必要に応じて、二重線で消してください。
例：届出であれば、変更と事前協議を消す。

法人その他の団体にあっては、その名称、
事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名

景観計画区域内行為 ~~(変更)~~ 届出書 ~~事前協議書~~

南九州市景観条例第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の場所	☒ 景観計画区域 ☐ 景観形成重点地区	南九州市知覧町郡〇〇▲▲ (☒ 都市計画区域)	地番で記入してください
行為の期間	着手予定 令和〇年▲月×日 ~ 完了予定 令和〇年〇月×日		
行為の種類	☒ 建築物 ☐ 工作物	用途 (種類) 〇〇工場 (工作物の場合は種類も記載してください。)	
		行為 区分	☒ 新築(設) ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観変更(☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩の変更)
	☒ 太陽光発電設備の設置 ☒ 開発行為等 ☐ 屋外における物件の堆積 ☐ 木竹の伐採		
変更の内容 (変更の場合のみ)	変更の場合は、簡潔に変更点を書いてください		
設 計 者	住 所・所在地：南九州市知覧町郡〇〇〇〇 氏名・事業所名：有限会社 ▲〇設計 電 話 番 号：0993 (〇〇) ×××× 担当者名：知覧 太郎		
施 工 者	住 所・所在地：南九州市川辺町永田×▲□〇 氏名・事業所名：有限会社 〇〇建設 電 話 番 号：0993 (××) ▲▲▲▲ 担当者名：川辺 次郎		
景 観 形 成 上 配 慮 した 事 項	・視点場からの眺望に配慮して配置を決定した。 ・法面の緑化をした…等 簡条書き等で要点を記入してください		

※注1 □は該当箇所にレ印し、必要図書を添付したものを2部提出してください。

※注2 裏面に必要事項を記入してください（色彩はマンセル値で記入してください）。

(裏)

行為の種類	行為の内容			
☒ 建築物 ☒ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の模様替 ☐ 色彩の変更	用途：工場		構造：鉄骨造	
		届出部分	届出以外の部分	合計
	敷地面積	2,900㎡	㎡	2,900㎡
	建築面積	550㎡	㎡	550㎡
	延べ面積	550㎡	㎡	550㎡
	高さ： 5 m (階数：地上 1 階 地下 階)			
	外観の模様替： ㎡			
	屋外に設置する建築設備の種類及び高さ	高架	複数ある場合は別紙（任意様式）で構いません	
	仕上材	屋根：	外壁：	
	色彩	屋根：別紙の通り		外壁：別紙の通り
☐ 工作物 ☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の模様替 ☐ 色彩の変更 ※風力発電設備を含む	種類：		構造：	
		届出部分	届出以外の部分	合計
	敷地面積	㎡	㎡	㎡
	築造面積	㎡	㎡	㎡
	高さ： m (地上からの高さ m)			
	外観の模様替： ㎡			
	仕上材：			
	色彩：			
☒ 太陽光発電設備 ☒ 屋根・屋上 ☐ 土地に自立	※上記「工作物」欄も合わせて記入してください。			
	太陽電池モジュールの出力数： 100 kW			
	屋根・屋上又は土地の形状：陸屋根			
☒ 開発行為等	行為の内容： ☒ 開発行為 ☐ 土地の形質の変更 ☐ 土石類の採取			
	行為面積： 2,900 ㎡			
	法面の高さ（最高値）： 1 m			
	その他：			
☐ 屋外における 物件の堆積	物件の種類： ☐ 土石 ☐ 廃棄物 ☐ 再生資源 ☐ その他の物件			
	物件の内容：		期間： 日間	
	堆積の高さ： m		行為面積： ㎡	
☐ 木竹の伐採 ☐ 皆伐 ☐ 択伐	行為の目的：			
	敷地面積	行為面積	択伐率	本数
	㎡	㎡	%	本
	樹種：		樹高： m ～ m	

第2号様式（第3条関係）

申請日で記入してください

令和4年 6月 1日

南九州市長 様

届出者 住 所 南九州市颯娃町郡〇〇

氏 名 颯娃 一男

電話番号 0993-〇〇-××▲▲

必要に応じて、二重線で消してください。

例：事前協議であれば、変更と届出を消す。

景観計画区域内屋外広告物 (変更) 届出書 事前協議書

南九州市景観条例第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の種類		☒ 新築 ☐ 増改築等 ☐ 意匠・色彩の変更
広告主等	住 所	南九州市颯娃町郡〇〇番地
	氏 名	颯娃 一男
管理者等	住 所	南九州市知覧町郡〇▲×番地
	氏 名	知覧 太郎
掲出場所	地 番 等	南九州市颯娃町郡〇〇番地
		☒ 都市計画区域 ☐ 景観形成重点地区
掲出場所規制区分		第1種・第2種 ・ <u>第3種</u> / ☐ 禁止 ☒ 制限
広告物の種類		☒ 自家用 ☐ 一般（案内広告物含む）
		☒ 野立 ☐ 壁面 ☐ 突出 ☐ 屋上 ☐ 電柱巻付 ☐ 袖付広告 ☐ 立看板 ☐ その他（ ）
設 計 等	地上高さ	10 m
	表示寸法	W2,000×H2,000
	表示面数	2面
	写真部分の寸法	写真使用なし
	使用色とその面積 （マンセル値による）	レッド色（5R4/10）...〇〇m ² ブルー色（7PB2/5）...〇〇m ² イエロー...

規制区分・広告物の種類が不明な場合は空白で構いません

マンセル値を併記してください

(裏)

変更内容 そ の 他			
関係法令等	☒ 高さ 4 m 超 ⇒ 新築時等 建築確認申請 ☐ 道路敷地内 ⇒ 道路占用許可 ☐ 県立自然公園⇒ 鹿児島県立自然公園条例による許可等 ☐ 都市公園等 ⇒ 南九州市都市公園条例等の許可 ☐ その他 ()		当てはまる項目に チェックしてください。
着手予定日	令和 4 年 7 月 1 日	完了予定日	令和 4 年 7 月 20 日
備 考	※この用紙に、着色した意匠図、立面図等と広告物の位置図を添付してください ※屋外広告物が複数の場合、この用紙に別紙一覧表を添えて提出可能です		



南九州市景観計画 Q&A

令和4年4月1日版

南九州市都市政策課

目次

1. 景観法について.....	77
2. 届出の手續について.....	78
2-1. 届出の必要性.....	78
2-2. 届出の手續について.....	78
2-3. 届出対象行為について.....	81
2-4. 他法令との関係.....	83
3. 面積の算定.....	84
3-1. 建築物・工作物.....	84
3-2. その他の行為.....	86
4. 高さと長さの算定.....	87
4-1. 建築物・工作物.....	87
4-2. その他の行為.....	88
5. 既存建築物等の取扱いについて.....	89
6. 景観形成の基準について.....	90

1. 景観法について

Q1. 景観法とは、どのような法律ですか。

A. 景観法は、平成16年6月に制定され、平成17年6月から全面施行された、日本で初めての景観についての総合的な法律です。景観法では、「良好な景観は国民共有の資産として位置づける」とともに、景観づくりに関する住民・事業者・行政の責任を明確にしています。また、強制力を持って地域特性を生かした景観づくりができるよう、景観行政団体となった自治体が景観計画・条例を策定できる仕組みが創設される等の制度整備がされています。

南九州市は、この景観法に基づき、今回景観計画を策定しました。

Q2. 景観計画はなぜ必要なのですか。

A. 平成30年に国が示した観光ビジョン実現プログラムにおいて、主な観光地での景観計画策定が推進され、本市にも、主要な観光地として伝建地区があり、観光庁より策定に関する通知がありました。現在、知覧武家屋敷の借景となる母ヶ岳周辺に、風力発電の計画があり、借景に影響がない箇所に、設置計画を示すことが急務です。平成3年の「薩摩英国館」の建設計画時には、武家屋敷周辺の景観にふさわしいのかとの議論もなされています。令和元年度には、文化庁が、鹿児島県内の11箇所のうち、武家屋敷群の「麓」として、知覧武家屋敷を日本遺産として認定しました。歴史的な町並みや自然景観にふさわしくない物が計画・設置されてからでは、長い年月を掛けて守り育ててきた景観を守ることはできないと判断したことから、本市における景観形成に関する基本方針を示すために、景観計画を策定することとしました。

本市には、知覧武家屋敷庭園群や清水摩崖仏群など、貴重な歴史的文化遺産があります。そして、開聞岳を眺望できる海岸線をはじめ、広大な茶園畑や、万之瀬川沿いに広がる田園風景、大野岳や母ヶ岳など地域固有の多彩で美しい眺望景観があります。このような景観は、本市にとっての重要な景観資源であるとともに、貴重な観光・文化資源でもあります。景観とは、まちや地域の「風景」や「景色」ですが、歴史や伝統、文化などが蓄積し、市民の生業などが反映され、親しみと共に「意味のある場所」として目に見えるかたちとなって現れたものです。景観を良くすることは、「快適で過ごしやすい美しいまちづくり」そのものと言え、世代を超えた市民共通の宝であり、未来を担う次の世代へ引き継いでいく必要があります。

地域にふさわしい良好な景観の形成は、郷土への愛着を深めるとともに、訪れる人々の関心を集め、そこから様々な交流が生まれます。これらの良好な景観を守り、育て、創っていくためには、市として具体的な方針を示し、南九州市にとって良い景観とは何かを、市民とともに考えていく必要があります。その方針となるものが、南九州市景観計画です。

2.届出の手続について

2-1.届出の必要性

Q3. なぜ届出が必要なのですか。

A. 景観に重大な影響を及ぼす行為（建築物や工作物の形態意匠，土地の形質の変更など）について届出制度を設けることで，周囲と調和するように規制・誘導し，良好な景観を守ります。

Q4. この届出制度で良好な景観が形成されるのですか。

A. 届出制度は，奇抜なデザイン等を排除し，景観を守っていくという点で効果がありますが，全ての行為を対象にしているわけではなく，また，この制度のみで景観を形成できるわけではありません。地域による維持管理や，農業などの生業により景観が守られているものもあり，今後も維持管理をしていくことが重要です。そして，景観施策の周知，助成制度の活用，景観形成重点地区の指定を推進することにより，それぞれの地域での景観づくりを通じて，特色ある良好な景観が形成されるものと考えます。

Q5. 届出の必要がない規模の行為は，景観配慮が必要ないのですか。

A. 南九州市景観条例第4条では，「市民及び事業者は，自らが良好な景観を形成する主体であることを認識するとともに，景観形成に関する理解を深め，積極的に景観形成に努めるとともに，市が実施する景観形成に関する施策に協力しなければならない。」とされています。届出の必要ない場合でも，色彩基準や景観への配慮に努めていただく必要があります。

2-2.届出の手続について

Q6. 届出の制度は，いつから始まっていますか。

A. 南九州市景観条例の，届出に関する条項の施行が令和4年6月1日であり，そこから届出制も開始します。

Q7. 届出は，どの区域で行う行為が対象になりますか。

A. 市内全域で必要です。

Q8. この制度の相談先及び届出先は，どこになりますか。

A. 基本的には都市政策課となります。

Q9. 届出の手続きはいつ頃すればよいのですか。

A. その行為に着手する30日前までに行うことになっています。景観法では、届出から30日の間は、その行為に着手できないためです。

Q10. 行為の着手とは、こういった行為ですか。

A. 建物の新築等においては、基礎の着工段階を行為の着手とします。

Q11. 行為の着手制限期間は30日間ですが、どのように日数計算するのですか。

A. 届出の日を含めて30日間です。例えば、4月1日に届出をしたとすると、31日目に当たる5月1日から着手ができることになります。

日付	4 / 1	2	3	...	29	30	5 / 1
日数	1 日目	2 日目	3 日目	...	29 日目	30 日目	31 日目

Q12. 届出書の作成はどうすればよいのですか。

A. 御自分でも、代理者が作成しても大丈夫です。必要な場合は、記載方法の事例を参考にするか、必要な場合は都市政策課で作成の助言ができますので、気軽にお尋ねください。

Q13. 届出の行為が完了した時点で、何か手続が必要ですか。

A. 完了届出書の提出が必要です。なるべく早めに提出してください。

Q14. 届出をしなかった場合は、何か罰則がありますか。

A. 景観法第103条には、届出をしなければ罰金を科すことが定められています。ただし、市の方針としては、周知を徹底し、可能な限り緩やかな誘導をしていきます。届出が必要であると知ったにもかかわらず、届出をしないというような、非常に悪質な場合には、罰則の適用をする場合があります。

Q15. 申請前に事前相談することはできますか。

A. 可能です。事前協議制が設けられていると同時に、景観条例では、事前の助言を求めることができる旨を明示しています。

Q16. 事前協議又は申請に必要なものは何ですか。

A. 付近見取図、配置図、平面図、立面図、外部仕上げ表、外観色の分かる立面図（マンセル記号記載）、現況敷地写真、周辺写真等です。屋外広告物の場合は、付近見取図、配置図、着色した立面図（マンセル記号記載）、現況敷地写真を用意してください。

Q17. 立面図の着色はどの程度必要なのですか。

A. 基本的にはマンセル記号のとおり着色するのが望ましいですが、印刷等の問題もあるため、完全に同色にする必要はありません。可能な限りの近似色で大丈夫です。

Q18. 景観形成基準への適合性については、どのように判断するのですか。また、届出がされた行為に対して、勧告や公表、変更命令ができるとされていますが、どのような手続となるのですか。

A. 適合性については、市で判断します。場合によっては、学識経験者等で構成する南九州市景観審議会の意見を聞いて判断します。また、届出がなされても景観形成基準に適合しない場合は、その内容に応じて勧告される場合又はその勧告に従わない悪質な場合にその旨を公表・変更命令がなされる場合があります。

手続としては、公平性を確保するため、意見を述べる機会がありますが、そうならないよう十分な事前協議を心がけましょう。

Q19. 建築物と工作物を同一の敷地内に同時に建てる場合や、開発行為・物件の堆積行為などが同時にある場合も、届出書は一つでよいのですか。

A. 同一の敷地内であれば、一つの届出とすることができます。

Q20. 同一敷地内に規模の違う複数の建築物や擁壁、工作物を新設する場合は、届出対象規模を超える行為についてのみ届出すればよいのですか。

A. その通りです。ただし、敷地全体として調和のとれたものになるよう配慮していただく必要があるため、届出の際はなるべく全体の状況も表示するなどしてください。届出不要の建築物や工作物等について景観形成基準が適用されるわけではありません。

Q21. 行為の届出で、色彩など計画を変更する場合はどのような手続が必要ですか。

A. 原則として、新たな計画の変更届出が必要になります。この場合には、再度30日間の行為着手制限が適用されますので注意してください。

Q22. 行為の計画に変更が生じた場合、こういった変更で変更届出が必要になりますか。

A. 外観等を最初の計画から変更するような場合は届出が必要ですが、建築物内部の変更や、審査に関わらない部分は届出の必要はありません。

2-3.届出対象行為について

Q23. 届出の必要な行為とは、どのような行為ですか。

A. 以下の表を御覧ください。

届出対象行為一覧表

行 為	規 模
建築物の新築，増築，改築又は移転	高さ（増築にあつては，増築後の高さとする。）が13メートルを超えるもの若しくは地階を除く階数が3以上のもの又は延べ面積（増築にあつては，増築後の面積とする。）が500平方メートルを超えるもの
建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	上段の規模のもので，外観変更に係る見付面積の合計が，全体見付面積の2分の1以上のもの
工作物の新設，増築，改築又は移転	(1) 建築基準法第88条の工作物の準用の規定により指定される工作物（※） (2) 太陽光発電設備を設置する事業に係る一団の土地の面積の合計が1,000平方メートル以上かつ出力10キロワット以上のもの (3) 風力発電設備で出力20キロワット以上のもの
工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	上段の規模のもので，外観変更に係る見付面積の合計が，全体見付面積の2分の1以上のもの
開発行為，土地の開墾その他土地の形質の変更，土石の採取又は鉱物の掘採	(1) 開発行為で，当該行為に係る土地の面積の合計が3,000平方メートル以上のもの (2) 土地の開墾その他土地形質の変更，土砂の採取又は鉱物の掘採にあつては，当該行為に係る土地の面積の合計が，都市計画区域内で1,000平方メートル以上又は都市計画区域外で3,000平方メートル以上のもの
木竹の伐採	当該行為に係る土地の面積の合計が，3,000平方メートル以上のもの
屋外における土石，廃棄物，再生資源その他の物件の堆積	当該行為に係る土地の面積の合計が，500平方メートル以上のものであつて，堆積高さ3メートル以上，かつ，仮置きを含む堆積期間が3か月以上に渡るもの
屋外広告物の掲出	鹿児島県屋外広告物条例第5条による許可を要する屋外広告物以外のもので，高さ4メートル超のもの

※届出の必要な工作物の例：○高さ6m超の煙突 ○高さ15m超の鉄柱，木柱等 ○高さ4m超の広告塔，記念塔等 ○高さ8m超の高架水槽・物見塔等 ○高さ2m超の擁壁 ●製造施設 ●貯蔵施設 ●自動車車庫（屋根付きでないもの） ●汚物処理場 ●ごみ焼却場等

Q24. 住宅の新築は対象になりますか。

A. 新築は延べ床面積 500 ㎡超、若しくは高さ 13m 超又は 3 階以上が届出の対象です。通常、コンビニエンスストアの床面積が 50～60 坪(約 165～200 ㎡)で、一般的な戸建住宅が 30 坪程度(約 100 ㎡)、1～2 階建てということを考えれば、ほとんどの住宅は対象にならないと思われます。この規模設定では、ドラッグストア、パチンコ店、中規模以上のスーパーマーケット、工場、倉庫等、企業の事務所、賃貸住宅等の届出が考えられます。

Q25. 屋外広告物は、届出の対象ですか。

A. 鹿児島県屋外広告物条例の許可が必要のない屋外広告物(※下の表を参照)で、高さ 4 m を超えるものは届出の対象です。

なお、それ以外で、屋外広告物条例の許可が必要な屋外広告物については、届出は必要ありませんが、新設するときや、色彩意匠の変更で、変更許可申請をするときは事前協議が必要です。既存の物件については、現状のままであれば届出等は不要です。

(※) 屋外広告物条例の適用除外基準表。それぞれの地域で、一つの土地にある全ての屋外広告物(看板やサイン)の合計表示面積が、下の表にある基準以下であれば、許可が不要。

	第 1 種禁止地域	第 2・3 種禁止地域	第 2 種制限地域	第 3 種制限地域
自家用広告物 (※1)	合計 <u>2</u> ㎡	合計 <u>5</u> ㎡	合計 <u>10</u> ㎡	合計 <u>20</u> ㎡
一般広告物 (※2)	原則設置禁止	原則設置禁止	原則全て 許可必要	原則全て 許可必要

※1 自己の名前や意見広告等、自己の住所や営業所に表示されるもの

※2 他人の土地、公道上、又は自分の土地であっても営業所等がない場所に設置するもの

※禁止地域：看板等の設置を原則禁止する。県立自然公園や、武家屋敷地区などのエリア

※制限地域：禁止地域以外の地域。第3種は特に、商店街など市街地のエリアで規制が緩い

Q26. 届出が不要になる行為とは、どのようなものですか。

A. 届出対象行為一覧表(左の表)に当てはまらない行為です。その他、災害等緊急時の対応としての行為、日常的に行う小規模の修繕など通常の管理行為や、他法令で許可が必要な行為(例えば、薩南海岸県立自然公園特別地域内での建築行為。)は届出制度の適用が除外されます。

Q27. 届出が適用除外となる仮設の建築物や工作物とは、どのようなものですか。

A. 建築基準法に定める仮設許可を受けた建築物、及び工事現場の仮設事務所やフェンス等、一時的に設置されるものです。

Q28. 土地の形質の変更とは、どのようなものをいうのですか。

A. 切土や盛土を行って畑や田を宅地に変更することや、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採で土地の形状が変化することです。ただし、もともとある舗装の再整備などの管理行為は形質の変更とは考えません。

Q29. 物件の堆積とは、どのようなものをいうのですか。

A. 屋外での堆積で、土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積のことです。その他の物件には、部品取りやスクラップのための家電・廃車・中古車等、解体時のコンクリート殻、運搬用のパレット、型枠等の建設資材が考えられます。ただし、届出対象行為一覧表（[Q.23；81 ページ](#)）にあるように、「面積 500 m²以上」かつ「高さ 3m 以上」で、「仮置き期間が 3 ヶ月以上」の全てを満たさなければ、届出は不要です。

Q30. 森林や樹木の伐採は、届出が必要ですか。

A. 基本的には、伐採予定地の面積が 3,000 m²を超える皆伐が対象です。森林法による伐採届を提出する際に、景観法の届出が必要か判断しますので、まずは事前の相談をお願いします。

Q31. 届出対象行為の工作物で、鉄筋コンクリートの柱、鉄柱、木柱その他これらに類するものとありますが、「その他これらに類するもの」の具体例はありますか。

A. 景観に影響を及ぼす高さのある工作物で、具体的には携帯電話用の鉄塔や、電力会社の電柱等が該当しますが、届出の対象は中でも高さが 15m を超えるものです。ただし、届出に該当しない規模のものを設置する際も、可能な限り景観に配慮して下さい。

Q32. 太陽光発電パネルを屋根に設置した場合は、届出の対象となりますか。

A. 届出対象規模は、出力 10kw 以上かつ設置事業に係る土地面積が 1,000 m²以上であるため、一般住宅に関しては届出が必要ないと思われますが、詳細は担当係までお問い合わせください。また、届出の必要がなくとも、なるべく景観形成基準に配慮した計画とするように努めてください。

2-4.他法令との関係

Q33. 景観法に基づく届出と建築基準法に基づく建築確認申請(又は都市計画法に基づく開発許可申請)とは、どのような関係がありますか。景観法の届出がないと建築確認申請ができないのですか。

A. 計画段階で事前相談をしていただき、同時進行をしてください。届出がなければ確認申請ができないということではありません。

Q34. 複数の市の区域にまたがる場合は、届出先はどうなるのですか。

A. 行為に関わる、景観条例を施行している自治体の全てに届出をすることになります。ただし、南九州市で届出が必要であっても、他市では必要がない場合、あるいはその逆も考えられます。行政で調整をしますので、最寄りの市役所担当課に御相談ください。

Q35. 行為に着手できない期間が90日となるのは、どのような場合ですか。

A. 建築物及び工作物の形態意匠（形や色など）の制限に適合しない場合については、届出があった日から30日以内に変更命令の処分を受けることがあります。実地調査などをする必要があるとき、その他の合理的な理由があるときは、変更命令の処分を行う期間を90日を超えない範囲で延長することがあります。このとき同時に、行為着手制限も延長されます。

3. 面積の算定

3-1. 建築物・工作物

Q36. 建築物の延べ床面積はどのように算定しますか。

A. 建築物の延べ床面積は、建築基準法施行令第2条第1項第4号の延べ床面積の定義によるものとします。簡単にいえば、家の内側の床に当たるところをすべて合計した面積です。2階建てであれば、1階と2階の床面積を合計します。

Q37. 一般区域では、床面積が500㎡を超える場合に届出が必要ですが、増築の場合は、増築する面積が500㎡を超える場合に届出が必要となるのですか。

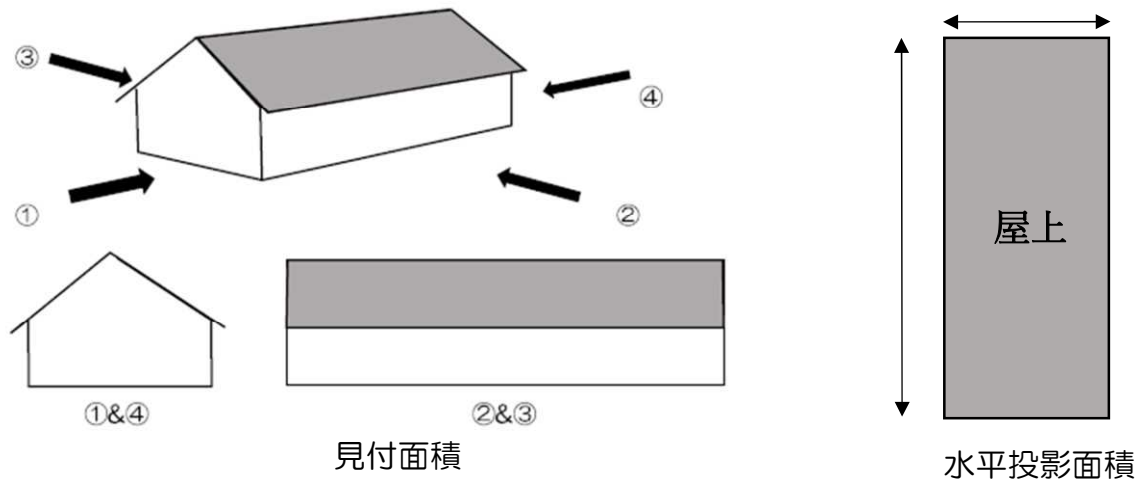
A. 増築部分ではなく、増築後の全体面積が500㎡になれば届出が必要です。つまり、既存部分と増築部分の合計面積によります。

Q38. 同一敷地内に複数の建築物を建築する場合は、届出が必要となる建築面積は敷地全体で考えるのですか。

A. 建築物ごとに判断します。そのため、一つでも届出対象規模に達していなければ、届出は不要です。一方、届出が必要な場合は、敷地全体として周囲の景観と調和するように配慮が必要なので、なるべく敷地全体の状況を表示してください。

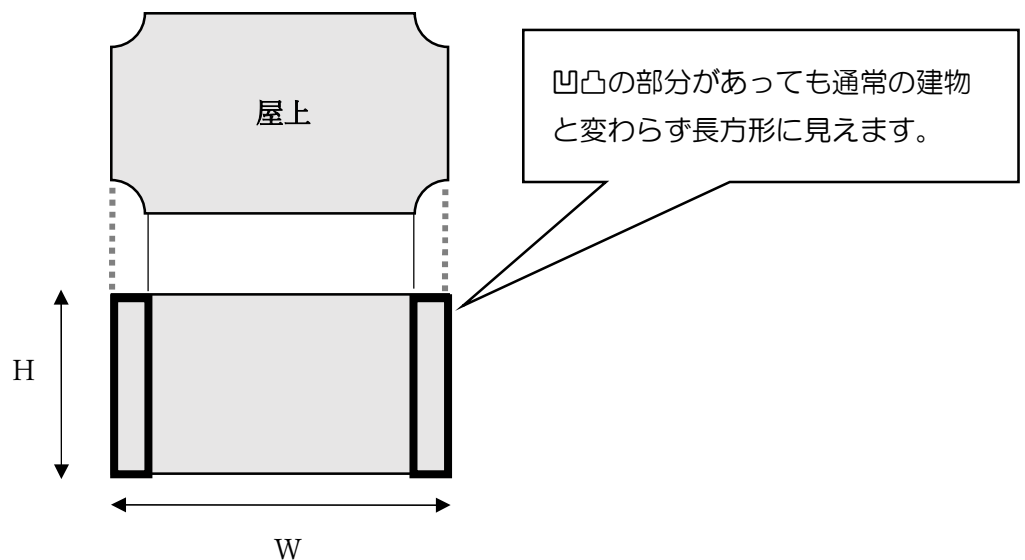
Q39. 外観の修繕や色彩の変更で、全体見付面積の1/2以上のものは届出対象となりますが、勾配屋根の改修の場合は、面積をどうやって算定しますか。

A. 外観の修繕、模様替え又は色彩の変更に係る勾配屋根の届出対象面積は、当該部分の見付面積から判断します。陸屋根(平らな屋根)の場合は、塗装等に係る部分の水平投影面積で判断します。建物を各方向から見ると、下の図のように見えますが、その各方向の面積が見付面積です。水平投影面積は上から見たときの面積です。



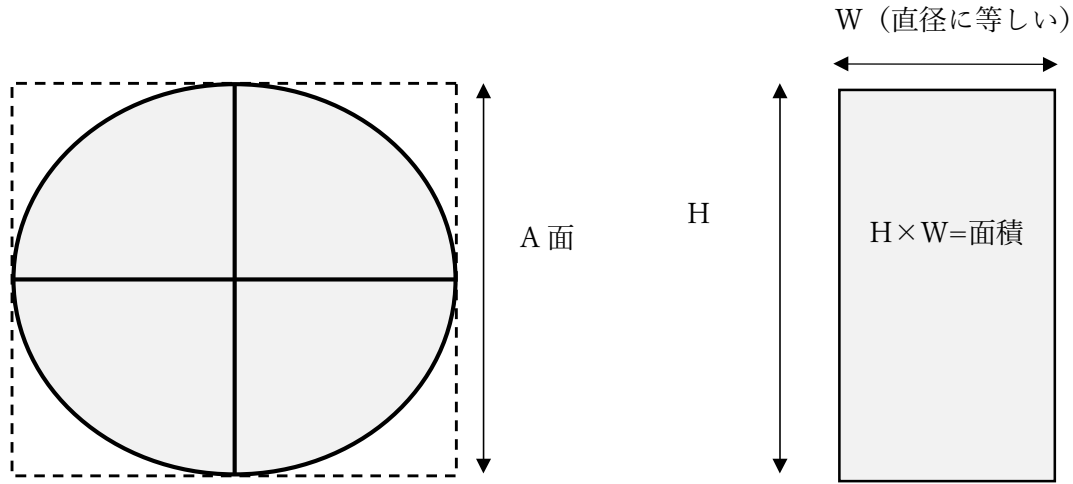
Q40. 壁面が傾斜しているときや、凹凸がある建築物の面積算定はどうするのですか。

A. 見付面積で算定します。下のような建物であれば、壁面の傾斜や凹凸があっても、正面と横から見れば四角形に見えますので、その面積が見付面積となります。バルコニー等の突出部分も見付面積に算入します。



Q41. 円柱の場合はどう算定するのですか。

A. 円柱は直交する2軸による四方からの見付面積で算定します。東西南北の四面から見るということです。トラス鉄塔は、各面から見えるトラス部材の見付面積を合計することになります。



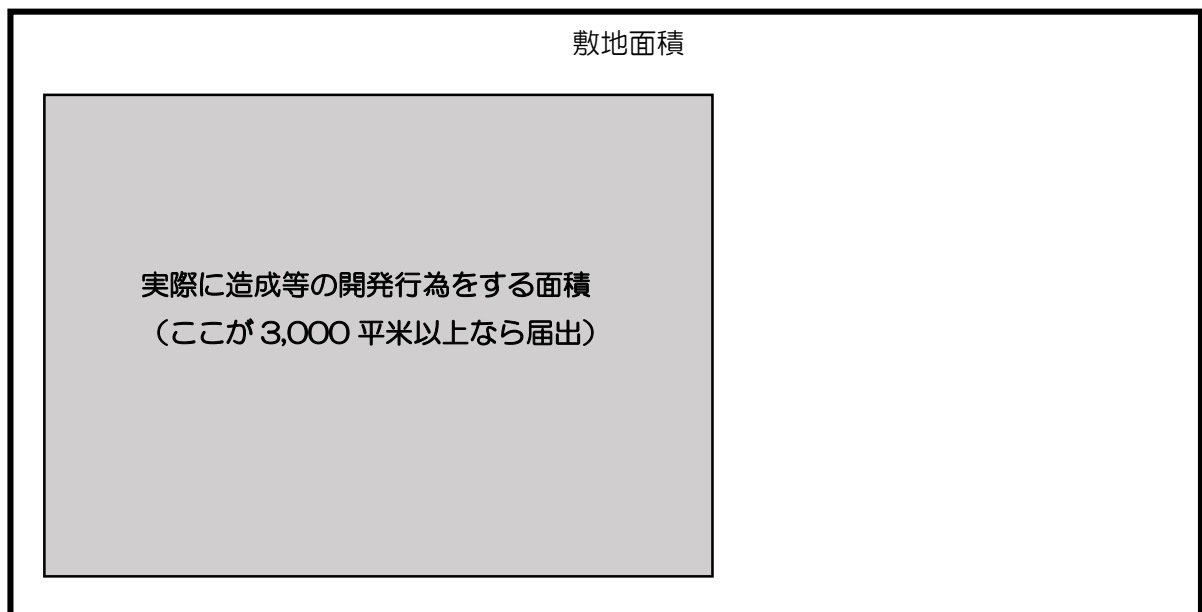
円柱：直交する2軸の例
(上からの視点)

A面（横）からは、円でなく長方形に見えるので、高さで見付面積を求められます。これを4回繰り返せば、全体の見付面積が分かります。

3-2.その他の行為

Q42. 開発行為の土地面積は、どのように算定しますか。

A. 開発行為とは、都市計画法第4条第12項に規定する行為をいいますが、この場合、敷地面積ではなく、実際に開発をする土地の区域の水平投射面積（＝凹凸も含めた表面積ではなく、上から見たときの面積）です。



Q43. 土地の形質の変更及び物件の堆積の土地面積は、どのように算定しますか。

A. 開発行為の面積と同様の算定方法であり、実際にその行為に係る面積です。ただし、堆積等で実測が難しい場合は、計算の根拠を添えて概算値を提出ください。

4. 高さと長さの算定

4-1. 建築物・工作物

Q44. 建築物の届出が必要な高さは、どこからどこまでを高さと考えるのですか。

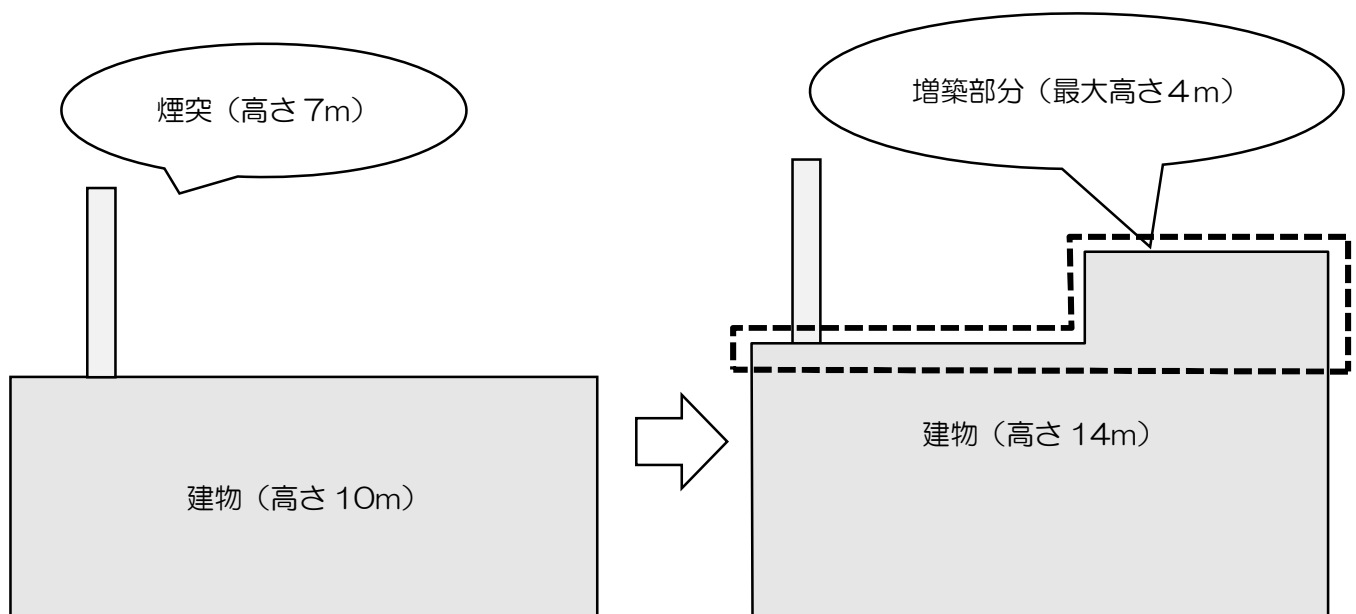
A. ビルやアパート等の場合、地盤面から、屋上の階段室、装飾塔を含む高さです。見通しのきくアンテナや避雷針、格子状の手すりは高さに含みません。

Q44. 建築物の高さには、煙突などの建築設備も含まれますか。

A. 煙突その他高架水槽、冷却塔は含まれません。しかし、建築設備の設置されている建築物が届出対象となった場合は、煙突等も審査対象となります。また、工作物それ自体が、届出の必要になる規模であれば、工作物としての届出が別途必要です。

Q45. 既存物件の増築で高さが 13m を超えたら、届出は必要ですか？

A. 例えば、既存部分が 10m で、増築した部分が 3m を超えた場合は、届出が必要です。



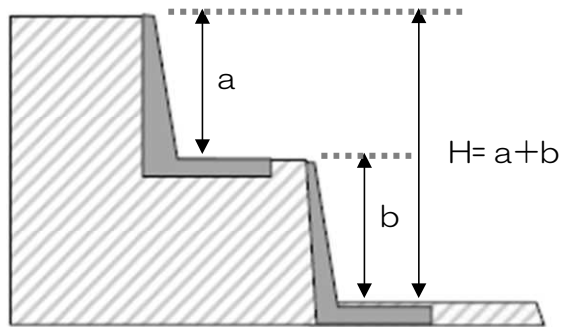
建築物の高さに煙突は含まれないので、建物の届出は不要。煙突は別途、工作物の届出が必要な高さですが、既存のものであれば届出は不要です。

増築の計画で、高さが 13m を超えるので、建物の届出が新たに必要。煙突は高さが変わっていなければ変更の届出は必要ありません。

4-2.その他の行為

Q46. 擁壁の届出が必要な高さはどう考えるのですか。

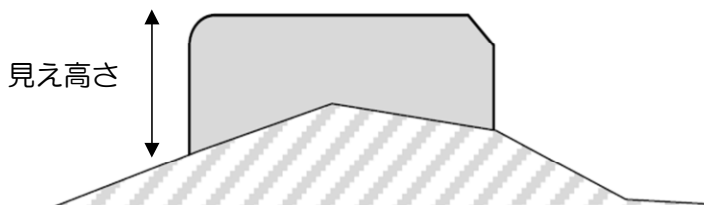
A. 地盤面から擁壁の上端までを考えます。つまり、見えている高さです。擁壁が敷地内の縦方向に複数点在する場合（擁壁が2段になっているようなとき）も同様です。



この場合、擁壁が連続して縦に高さがあるように見えるため、2段の合計を高さとしします。

Q47. 物件の堆積の場合は、その高さはどう考えますか。また、敷地が傾斜している場合はどうなのですか。

A. 物件の堆積も、擁壁と同様に見え高さで判断します。



傾斜や窪みのある土地も考えられますが、景観的には見え高さが重要であるため、左のような高さの測り方をします。



5. 既存建築物等の取扱いについて

Q48. 届出対象規模を超える既存の建築物や工作物はどうなりますか。

A. 現状のまま（令和4年4月1日より前と同じ状態）であれば届出の必要はありませんが、今後届出対象行為に該当する行為をする際は、届出が必要になります。

Q49. 既存の建築物や工作物がある敷地に届出対象規模を超える建築物等を別棟で増築する場合は、新たに増築する部分のみを届出すればよいのですか。

A. 別棟の場合は、既存の物件自体には手を付けていないことから、その通りです。ただし、敷地全体として調和がとれたものとなるよう配慮の必要があることから、なるべく既存部分の状況も表示・表記するようにお願いします。

Q50. 既存の建築物又は工作物の外観について、同色に塗り替える場合や同素材で張り替える場合は、届出が必要ですか。また、従前とは違うが、景観に配慮した外観に模様替えする場合は、届出が必要ですか。

A. 現在の外観が景観形成基準に適合している場合、従前と同色同素材であれば、外観を変更することとなる修繕、模様替え、又は色彩の変更に当たらないので、届出は不要です。

ただし、従前と同色とは、新築時の色彩ではなく、経年劣化を加味した現状の色彩を指すので、新築時等の鮮やかな色彩に塗り直すなどの場合、その面積が全体見付面積の1/2以上になるときは、届出が必要となるので御注意ください。

なお、現在の外観が景観形成基準に適合していない場合は、現状のままであれば届出は不要ですが、基準に適合した色彩への、景観改善事業を活用した塗り替えあるいは、仕上げ材への張り替えなどに努めてください。（他法令の規定等で基準が定められている場合は、この限りではありません。）

Q51. 既存建築物の建具（いわゆる窓や扉）のみを違う素材に取り替える場合や、既存工作物に設置されているアンテナや避雷針のみを違う素材に取り替える場合は、届出が必要ですか。

A. 取替え部分が全体見付面積の1/2以上になる場合のみ届出が必要です。よって通常、建具やアンテナの取替えのみでの届出は不要です。

Q52. 既存建築物の上に届出対象規模を超える工作物を新たに建設等する場合、既存建築物も届出対象となりますか。

A. 届出は、既存建築物を含んだ全体として提出ください。ただし、既存部分の外観が変更されていなければ、審査対象となるのは新たな工作物のみです。既存建築物の色合いが色彩基準を超えていても、条例施行以前のままであれば審査の対象とはしませんが、

なるべく工作物と調和するように、助成制度の活用による色彩の変更等を検討してください。

6. 景観形成の基準について

Q53. 色彩に関する景観形成基準で、マンセル表色系に基づいて色彩を制限するようになっていますが、コンクリート打ち放し仕上げ、亜鉛メッキ仕上げ、レンガなど仕上げの色彩が予測できない場合は、マンセル記号をどのように記載すれば良いですか。

A. 仕上げの色彩が確実に判断できない場合は、一般に予測できる近似値や、過去の施行例から判断して、マンセル記号を記載してください。施工例で得た色彩にばらつきがあれば、その平均値を記入すれば大丈夫です。このときは、できるだけ計算の根拠となる資料を添付してください。

Q54. 外壁面がガラス仕上げの場合はどうなるのですか。

A. 透明なガラスや反射するガラスは、色彩はないものとしますが、例えば遮光フィルムを貼るときや、色ガラスの場合は近似値を記入ください。

Q55. 色彩の決定等に、地元の同意は必要ないのですか。

A. 閑静な住宅地内等に派手な色彩の建築物を計画するような場合は、市と事前協議した上で、近隣住民や自治会長等に市が意見を求め、景観審議会で審議が必要と判断したときは、地元と同意形成がなされた証拠となる書類を添付すれば、審査の参考にします。